令和3年12月2日(木)

2 目 目

(一般質問)

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 田﨑 幸夫 第2番 鶴見 典明 第3番 篠塚 啓一 第4番 神藤 昭彦 第5番 小川 公威 第6番 志鳥 勝則 第7番 海老原友子 第8番 稲川 洋 第9番 勝山 修輔 第10番 田村 稔 第11番 津野田重一 第12番 稲見 敏夫 第13番 髙橋 正昭 第14番 石﨑 幸寛

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 田﨑 幸夫 第2番 鶴見 典明 第3番 篠塚 啓一 第4番 神藤 昭彦 第5番 小川 公威 第6番 志鳥 勝則 第8番 稲川 洋 第9番 勝山 修輔 第10番 田村 稔 第11番 津野田重一 第12番 稲見 敏夫 第13番 髙橋 正昭 第14番 石﨑 幸寛

3. 欠席議員

第7番 海老原友子

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記(総務係長) 諏訪 満里

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野	光利	副町長	和田	裕二
教育長	氷室	清	総務課長	星野	光弘
企画課長	枝	博信	税務課長	海老原	幸昌原
住民課長	松本	勝彦	地域生活課長	大山	光夫
健康福祉課長	浜野	知子	子ども家庭課長	高橋	文枝
農政課長兼農業委員会事務局長	佐藤	史久	商工課長	田仲	進壽
都市建設課長	神山	雅行	建築課長	柴	光治
上下水道課長	川島	勝也	会計管理者兼会計課長	保坂	文代
教育総務課長	吉澤	佳子	生涯学習課長	星野	和弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【石﨑幸寛君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【石﨑幸寛君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【石﨑幸寛君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は13人です。

7番・海老原友子君から欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

(欠席議員 7番 海老原友子君)

○議長【石﨑幸寛君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【石﨑幸寛君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 それでは、通告順序に従いまして一般質問をいたします。

学校終業後の子供たちを安全に見守り、心身の健全な発育に寄与するための、いわゆる学童保育は、 ますます重要性が増しております。そこで私は、学童保育の運営について、以下の4点について質問い たします。執行部の簡潔明瞭なご答弁をお願いしたいと思います。

1番目、現在の学童保育運営についての問題点と改善策についてどのようなものがあるか。

2番目、学童保育施設の預かり児童及び支援員さんの数は、どのような基準で決めているのか。

3番目、学校施設を利用しての学童保育の場合、施設管理者との間の意思の疎通をどのように図っているか。

4番目、学童保育において、新型コロナウイルス等の感染症防止対策をどのようにしているか。 以上について質問いたします。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。高橋子ども家庭課長。

(子ども家庭課長 高橋文枝君 登壇)

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

放課後児童クラブの運営につきましては、平成30年度から、従前の保護者会が運営する体制から指定管理者への委託に変わり、放課後児童クラブの環境や保育サービスの統一化が図られたものと考えております。現在、指定管理者も2期目となり、安定した運営を行うことができているものと考えていま

す。近年、少子化により町全体の児童数が減少傾向にありますが、夫婦共働き世帯の増加などに伴い、 放課後児童クラブの需要は年々増加しております。学校区によっては宅地分譲が進み、児童数の増加が 見込まれるため、希望する児童が利用できるよう受入れ環境を整える必要があると考えています。

次に、2点目についてお答えいたします。

放課後児童クラブの施設設備や支援員の基準につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例で定めております。専用面積は、児童1人当たりおおむね1.65平方メートル以上、支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上の配置が必要となっておりますので、各施設の専用面積に応じて定員数、支援員数を設定しております。

次に、3点目についてお答えいたします。

放課後児童クラブの運営に当たっては、学校内の施設に限らず、学校行事等による下校時間の変更や、 配慮を必要とする児童の情報共有等、学校との連携や調整は必要不可欠です。児童が安心して過ごせる 場の確保ができるよう、今後も学校と放課後児童クラブが共通の認識を持って連携を図ってまいります。 次に、4点目についてお答えいたします。

放課後児童クラブは、保護者等の不在の家庭を対象に保育を行うものであることから、緊急事態宣言の発令下においても、感染防止対策を徹底し、原則開所いたしました。町では感染防止対策として、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等を利用し、消毒液等の消耗品、空気清浄機等の備品の購入、蛇口の増設やレバーハンドルへの交換、網戸の設置等を行いました。また、放課後児童クラブの運営の際には、おやつの時間に飛沫飛散防止パネルを設置し黙食を行うとともに、消毒、検温、マスクの着用、換気など徹底した感染防止対策を行っております。新型コロナウイルスは、感染者数も減少し、県の警戒度レベルも低く推移しておりますが、基本的な対策は感染症全般に有効ですので継続して実施してまります。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 それではですね、学童保育施設について、担当課として、巡回の指導や現状の 把握、各クラブごとによる学童保育の、何といいますか、保育の現状の把握をどのようにしているでしょうか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。
- 〇子ども家庭課長【高橋文枝君】 定期的な巡回は行っておりませんが、随時、何か事案があるときには、現場確認をして対応するようにしております。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 今の答弁で、定期的には巡回をしていないということになると、仮にですよ、1年間行かなかったり、1年以上行かなかったりというケースも出ると思われるので、ある程度ですね、厳密に1か月に1度とか、そういうことではなくて、定期的に巡回指導をされたほうが、町が責任を持ってやっているわけですから、責任をですね、遂行する上でも、そういったことをやったほうがいいと思うんですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 年度初めのときには、一応各学童のほうを訪問してご挨拶をさせていただきましたが、ある程度の管理の様子については、随時支援員との連絡ということで電話調整で行っておりますので、必要に応じて対応していければいいかなというふうに考えております。もし、定期的に巡回が必要な事案があれば、各学童のほうに出向いて対応したいと思います。

以上です。

○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 業務繁多だということは十分理解してるんですが、結局支援員さんにとってはですね、多くの支援員さんが、以前からの保護者会からの働いている現状もあると思うんですよね。ですから、簡単に言いますと、町でやってる学童保育だというふうなプライドとか、そういったものもありますので、指定管理者に言われてるだけじゃなくてですね、そういったところをですね、担当課として十分にですね、理解した上で、支援員さんに安心感を与えるような巡回指導とか現状把握を、事が起きてからでは遅いので、起きる前からですね、やっていただければと思います。これについては要望ということで結構です。

次の質問に移ります。

それではですね、お子さんを預かる日によっては、子供さんがまだまだ精神的に不安定な年代ですので、集団生活になじめず、できれば個室において支援員さんとの対面保育、そういったことが必要になる事案もあると思いますが、そういった場合にどのような対応をしているのか、お聞かせください。

○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 放課後児童クラブの支援員につきましては、児童の関わり方とか、例えば配慮の必要な児童についてどう対応していくかということは研修を受けておりますので、例えば、学年とか特性とかによって適切に対応しているものと考えています。一時的なものであれば、そういった中で対応できると思うんですけれども、恒常的に何か支援が必要だということであれば、指定管理者のほうで、人数の配置を変更するとか補助員を増やすとかということでは聞いていますので、そのように対応してるかと思います。

以上です。

○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 全ての学童保育がですね、広さが、かなり広いところでやっておられるということばかりじゃないと思うんですね。ですから、先ほど私が申し上げたように、例えば、お子さんが、その日はちょっと精神的な高揚とか、そういったものもあって、他のお子さん方と一緒にいたくないというような事例もあると思うんですよね。そういったときに、例えば学校でいえば保健室、そういったところの、それに代替できるような個室ですね。支援員さんと2人で面談して、いろいろ気持ちを落ち着かせると、そういったことも必要だと思いますので、これは施設全体に関わる問題なんで、そういったことを工夫してですね、施設を少しでも増やして、こういった、それぞれのお子さん方に対応できるような個室なんかを、一時的に流用することでもいいと思うんですよ。ですから、そういったことも考えてやっていただきたいと思います。

それと、それでですね、若干関連するんですが、障がいをお持ちのお子さんを学童保育に預ける場合の対応はどのようにしていらっしゃいますか。

○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 障がいを持つお子さんの受入れにつきましては、利用申込みのときには、障がいの有無ということは条件としてはありませんので、学校生活などの集団生活ができれば受入れすることはできます。お子さんの状態とか、そういったものについては確認が必要ですので、ケースによっては、保護者の方と指定管理者と町と面談等をして、お子さんの状態を確認するということがあります。例えば身体の障がいとかではなくて、例えば配慮が必要なお子さんだったりした場合でも、当然、そのお子さんの状態とか特性ということを、学校や指定管理者と保護者と共有することは必要になりますので、そういった中で密に連携を取りながら、情報を共有しながら対応していっていると把握しております。

以上です。

○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 今のお話ですと、ご家族の方、保護者の方ですね、それと指定管理者と町で話合いをしながらやっていくというような趣旨かと思うんですが、その際にもですね、ぜひ町が主体となって、そういったお子さんを預かっていくんだというような気持ちで接していただければ幸いだと思います。施設に関連してですね、学童保育の場所については、室内だけではなく、子供たちが外で、あるいは、雨天の場合には外でというわけにもいきませんので、広い場所で動けることも保育の場合に必要だと思いますが、どのような対応を取っていますか。

○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 学校内施設の場合には、校庭を利用して遊んでいると思います。学校以外の施設の場合には、近くの公園や広場等を利用していると把握しております。

以上です。

○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 学校以外のですね、学童保育の施設については、身近な例で挙げて大変失礼なんですが、上小第2学童クラブ、それは庁舎の北側にありますよね。そこだと全然校庭的なものもないし、外で動き回れるようなこともないんで、かなりストレスとかも感じる場合があるかと思うんですが、そういった場合にですね、近くに動き回れるような場所がない学童の施設の場合にですね、どのような対応を取っているのか。また、どのような、今後ですね、対応をしていく考えなのか、お聞かせください。

○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 確かに上小第2学童クラブは、併設した安全な場所はありません。 長期休みなどの1日保育のときには、いきいきプラザの広場を利用したり、近くの公園を利用していた だいております。ただ、平常時ですと、学校から帰ってきて、なかなか外に行く時間も取れないという ところもありますので、上小第2については、比較的中が広く設定されてますので、実際には室内のほ うで過ごしていただいてる、我慢していただいてるというのが現状です。 以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 それもですね、できる限り知恵と工夫を出して、子供さん方にですね、ストレスのたまらないような動きをできるような施設を目指してですね、担当課として頑張っていただきたいと思います。それで同じく施設に関連するんですが、例えば、支援員さんの通勤とか、子供さんの送迎にですね、車の駐車場、そういったものについては、どのようにお借りして、どのように使用しているのかを、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。
- ○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長【高橋文枝君】 駐車場の利用ですけれども、なるべく隣接する駐車場を利用できるようにしております。学校内であれば学校の駐車場になりますけれども、ただ、本小学童クラブと上小第2クラブについては、敷地外の近くの駐車場ということで、例えば上小第2であれば役場の西側の駐車場を利用していただいてますし、本小学童クラブにつきましては、近くのお寺の駐車場のほうをお願いして、受入れをしていただいております。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 役場の駐車場をお借りすることについては、口頭で済むかと思うんですが、そうしますと、先ほど答弁があったように、本小学童クラブ、それについてはお寺の駐車場を、それは有償ですか、無償ですか。お借りしてるということなんですが。
- ○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長【高橋文枝君】 お寺の方のほうにご挨拶をさせていただいて、以前から無償でお借りをしている状況です。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 お断りをするということは、担当課のほうでやってるということですね。そうすると、事業主体である指定管理者のほうでは行ってないというふうに把握してもよろしいんですか。というのは、担当課と支援員さんだけが行ってるような話も聞いたもんですから、それについては、もし、指定管理者のほうで行ってなければ、それは早急に行ってですね、毎年当初にでも行ってご挨拶をするのが筋かと思います。それと、無償でお借りするのは、ご厚意ということでありますけども、担当課で行くについては、それはそれでいいと思うんですが、指定管理者のほうで行くのには、無償でお借りしてるんだから、もうちょっとご挨拶とか、そういったものもやるような指導をしてほしいと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長【高橋文枝君】 指定管理者の訪問の有無につきましては、私どものほうではちょっとまだ把握しておりませんので、そこをちょっとよくお話をお伺いして、調整はしていきたいと思います。

○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それについてはですね、十分指定管理者のほうにも指導をしていただきたいと 思います。

それでは、次にですね、私、何か所かの学童クラブ、現地を見せていただきました。それで、支援員さんからのお話ですと、実際に支援員さんの居住地、それが、以前はですね、平成30年以前は、地元の人たちが多かったと。それが現在では、半分いるかいないかじゃないかと、そういうことを聞きました。それで、一つ目として、居住地の割合を把握してれば、それを教えていただきたいということ。それと、地元居住の支援員さんの割合が減った理由をどのように捉えているのか、理解しているのかを答弁願います。

○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 支援員の居住につきましては、現在、指定管理者制度で指定管理者が雇用されている状況ですので、把握はしておりません。ただ、以前、30年度ということでしたが、指定管理者へ委託運営をする際に、公募の際には、今まで保護者会の運営だった学童保育で働かれていた支援員さんは、なるべく引き続き希望があれば雇用してくださいということは求めていたんですけれども、そのときに、引き続き現在まで雇用されて支援員を続けてらっしゃる方もいらっしゃいますが、同時にそのときにお辞めになった方もいるのかなというふうには感じております。基本的には指定管理者のほうで支援員の募集を行っておりますので、その中で居住地要件というところでは、うちのほうでは求めておりません。

以上です。

○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 学童保育のですね、いいところは、やはり地元の保護者の方、または保護者に類する方が地元の子供たちを預かって、どこのお子さんだ、誰さんのお子さんだとか、そういったことを分かった上でですね、本当に密着した保育活動をしているところにあるんじゃないかなと思うんですよね。ですから、そういったことをですね、きちんと指定管理者のほうにもお話をしてですね、できる限り、地元から採用するようにしていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。それで、先ほど申し上げたように、私が巡回したときに、例えば鹿沼市とか宇都宮市とか真岡市とか壬生町から皆さんが通ってくる、それはいいと思うんですよ。学童保育だけをきちんとやっていくという上では、ですけど、それだと地元の方の雇用の拡大には全然つながらないんじゃないかと思います。そういった場合にですね、先ほど私が申したようなことを少しでも穴埋めするために、支援員さんの他に、児童の家庭の方や地域の方がボランティアとして児童支援を行いたい意向の場合に、受入れは可能なんでしょうか。

○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【高橋文枝君】 現在、指定管理者のほうに管理運営を委託してるということもありますし、支援員として働くには、ある一定の資格要件とか、そういったものもありますので、指定管理者委託ということも含めまして、ちょっと学童保育の支援員としては、ボランティアでは難しいかなというふうに思います。ただ、うちの同じ子ども家庭課のほうでは、ファミリーサポートセンター事業というのも同時にやっておりまして、こちらは有償のボランティアになりますので、そういったところで、

そちらもお子さんに対する送迎とか見守り保育とか、そういったものを実施しておりますので、同じ子供の見守りというところでは、そちらのほうをぜひ登録していただきたいというふうに、もし、そういった方がいれば、お願いしたいというふうに考えます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 支援員さんには資格が必要だということは十分承知していますけども、その資格も長々と研修を受けて取るような資格じゃないかとは思うんですよね。ですから、指定管理者のほうにですね、お骨折りでも、一応地元の人を採用して、支援員さんとして研修を受けさせてほしいようなことも、要望として担当課として言うべきかと思いますんで、その辺のとこは十分検討してですね、指定管理者のほうにもお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りますけど、学校施設を利用しての学童保育の場合に、学童保育によって、例えば、利用する施設や設備があるのかどうかを、学校施設の関係の担当課にお聞きしたいと思います。 〇議長【石﨑幸寛君】 教育長。

○教育長【氷室 清君】 ただいまの質問にお答えいたします。

学校施設の利用ということでございますが、各小学校で指定管理者制度が導入されたことに伴って、施設利用に関して事前に学校と町と指定管理者が協議をした上で、取決め書を見直したところでございます。具体的には、校庭や遊具施設、体育館使用などは学校の承認を得て使用するとか、夏休み中のプール使用などは、放課後児童クラブの支援員の監視下で使用するなど、そういった取組がなされておりまして、ある程度基本的な部分については統一が図られております。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 ということになりますと、施設の利用については、全ての学校、大きく出ちゃいますけど、全ての学校において、学童保育、学童クラブについて、対する理解が共有できているという認識でよろしいわけですね。

それでは、燃料費等の光熱水費は、学童保育の側が負担するのか、学校施設の側が負担するのか。以前もですね、場所は言いませんけど、ある箇所で、石油ストーブの燃料費が学校では出せないから、ということで断られたんで、寒い思いをして子供さん方が学童保育の場所にいらしたというような例も聞いておりますんで、それについてちょっとお聞かせください。

- ○議長【石﨑幸寛君】 氷室教育長。
- ○教育長【氷室 清君】 学校に通ってる子供ですから、今、議員がおっしゃられたようなことがあるというのは、私は、全くもっておかしな話だなと。その学校長に対してちょっとお叱りをしたいというふうな気持ちがございます。現在は、どの放課後学童クラブにおいても、エアコンが設置されておりまして、エアコンによる冷暖房で管理されております。そのエアコンに係る電気代、また、子供たちが使用する水道代、こういったものは全て学校予算のほうで支出しているところでございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 それで、そういった負担割についてもですね、各学校で共有できてれば問題な

いと思いますんで、これについては、引き続きですね、会議の、年に一度でもいいですから、そういったことを周知していただければありがたいと思います。それで、今般の議会においても、北小の第2学童クラブ、これが新年度より開設されるということですけども、あそこは隣の空き教室を使うというようなことですよね。それで、私が申し上げたいのは、例を挙げては大変失礼なんですが、規模も違うんですけど、本郷小学校の学童クラブ、あそこは、教室があって、教室にすぐドア1枚でトイレがあって、確かにお邪魔して巡回させていただいたときに、トイレの臭いが教室の中まで来ちゃうんで、例えば本郷小学校の、今、給食なんかは、単独校じゃなくて共同調理でやってますんで、私が見る限りでは、例えば、以前いた給食調理員さんの休憩室とか手洗い場とか、そういったところがですね、空いていて、トイレもそちらにありますので、そういったところを、仮に学童保育の側でですね、使いたいとなった場合には、教育委員会としては、使っても大丈夫ですかね。

- ○議長【石﨑幸寛君】 氷室教育長。
- ○教育長【氷室 清君】 施設の場所を移動するということについては、他の空調とか、いろんな関係 もあると思うんです。そういったものが確実に担保されているということであれば、それは構わないの かなというふうには思うんですが、ただ、現状、給食調理室の後のところ、それを私ちょっと見てない ものですから、今すぐどうこうということは返答できないんですが、ちょっと確認次第、また後でご連絡させていただきたいと思っております。
- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 私が申し上げたのはですね、教室にトイレが、もうドア1枚ですよ。壁1枚じゃないですよ、ドア1枚で開ければすぐ便器が見えるような状態なんですね。そういったところを使うことによって、臭気も大変だし、衛生面でもちょっといろいろあると思うんですよね。ですから、トイレとか、何かあったときの、先ほど私が申し上げたように、個室的な役割として、休憩室とトイレもこちらについてますから、給食調理員さんの休憩室の近くに。ですから、そういったものを、学童保育の場所を移動するということじゃなくて、そういった付随の設備を使うことは可能ですかってお聞きしたわけです。
- ○議長【石﨑幸寛君】 氷室教育長。
- ○教育長【氷室 清君】 ちょっと場所を確認してないところなんですが、多分休憩室は全て鍵がかかってる状態になってるんだと思うんです。これも確認した上でご連絡のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 当然、使ってないんだから鍵がかかってると思うんですが、そういったことも含めてですね、十分町の担当課とお話をして、少しでもよい子供たちの環境づくりに努めていただきたいと思います。これについては、まだ現状を把握していないようなこともあるんで、これで閉じますけども、それで、学童保育の側としてですね、支援員さんが替わったとき、そういったときにはですね、学校などへのご挨拶はされているんでしょうか。顔つなぎですね。
- ○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。

〇子ども家庭課長【高橋文枝君】 支援員が替わったときには、顔合わせというのは必要ですので、年度当初の4月、たしか新1年生の送迎の際には、新しい支援員のほうがお迎えに行って、学校側と顔合わせをしてるということは聞いております。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 それじゃあ、引き続き、それについてはよろしくお願いしたいと思います。昨今のですね、新型コロナウイルス、それの蔓延については、特に上三川町の学校においては、大きな感染防止対策をやっておられて、それについては大変感謝申し上げます。それで、学童保育の側としてですね、同じ学校から学童保育に来る子供たちですから、変わりなくやっていただけると思いますが、子供たちに対して感染防止の周知をどのようにしているのか。簡単でいいですから、お聞かせください。
- ○議長【石﨑幸寛君】 高橋子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長【高橋文枝君】 子供たちの周知ということですけれども、当然、学校のほうでも感染対策というのを十分指導いただいてるところだと思います。当然、うちのほうでも、先ほど答弁でもお答えしましたけれども、学校と同様に原則開所となっておりますので、そういった中で、基本的な感染防止策ということは、子供たちも併せて、手洗い、消毒、それから、おやつの黙食、そういったところを協力して実施したということで、感染を抑えられたのかなというふうには考えています。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 稲川 洋君。
- ○8番【稲川 洋君】 施設が違うんで、例えば手洗いの場所、そういった数は十分じゃないところもあると思いますけど、例えばですよ、ある1か所の学童クラブ、学童保育の場所で40人のお子さんがいて、例えば蛇口が二つしかないということになると、石けんをつけて手洗いをするときに、ある保育施設では、子供たちに1分間手を洗いなさいということになると、二つしかなければ、それだけで20分が過ぎちゃうわけですよね。ですから、そういった感染症対策においても、できれば手洗いの場所、それを増設するような方向で、子供さんたちが、他の施設もそうですけど、他の設備もそうですけど、快適に過ごせるように、特に教育委員会とも連携を取りながら頑張っていただきたいと思います。子供さんへの投資はですね、町の未来への投資でもありますので、その辺のところを十分に把握されて、学童保育も含めて、子供さん対策に尽力していただきたいと思います。

以上で一般質問を閉じさせていただきます。

○議長【石﨑幸寛君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時52分 再開

○議長【石﨑幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石﨑幸寛君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、3番・篠塚啓一君

の発言を許します。3番、篠塚啓一君。

## (3番 篠塚啓一君 登壇)

○3番【篠塚啓一君】 それでは、通告順に従いまして一般質問に入らせていただきます。今回、大きく2点についてお伺いしたいと思います。

まず第1点目として、6月の議会で質問させていただいたんですが、時間が足りなくて途中で終わってしまったので、改めて質問をさせていただくということで終わらせていただいたので、今回また学習サポートについて質問をさせていただきたいと思います。学習サポートについては、担当課のほうに出向いて相対で話をすればいいのかもしれないのですが、やはりこういった議会の場で質問をさせていただくことで、この場にいる皆さんにも現状などを知っていただけるのではないかと思うので、何度もこうやって継続してお聞きしております。

それでは、三つお伺いいたしますので、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

まず第1点目として、今年の夏休みに一部再開できたものの、またコロナ禍の中、再度中止になって しまいました。そこで今後はどのように考えているのか。

2点目として、以前のような町が主体の形式での学習サポートの再開は考えていないのか。

三つ目に、来年度に向けて、受験を控えた中学3年生を対象とした、夏休み以降、冬休みまでというか、その後ですね、のサポート事業として取り組む考えはないのか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野生涯学習課長。

(生涯学習課長 星野和弘君 登壇)

○生涯学習課長【星野和弘君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

ご承知のとおり、学習サポート事業は、中学生の学力向上及び多様な学びの機会の提供、熱意ある地域の方々が活躍できる機会と場を創出することを目的に、平成26年の夏休みから実施しており、多くの皆様のご協力の下、参加者からの評価も高い事業でございます。本年度から夏休みに、学校支援コーディネーターや地域住民の方々と協力、連携し、開催しました中学校区単位での学習サポートにつきましては、新型コロナウイルス感染症により本郷中学校のみの開催となってしまいました。中止となってしまいました他校も含めて、参加者からの反応も好感触でしたので、引き続き、中学校区単位の開催をしていきたいと考えております。

次に、2点目のご質問についてお答えいたします。

本年度から中学校区単位での学習サポートを開催したところですが、継続的に開催できる体制が整うまでは、夏休みに中学校区単位で実施をし、冬休み、春休みについては従来どおり図書館での開催を予定しているところでございます。

次に、3点目のご質問についてお答えいたします。

さきにも述べたとおり、本事業は全学年を対象に、学校以外の多様な学びの場を提供し、学習の習慣化や学習意欲の高揚を図り、学力の向上につなげるとともに、熱意ある地域の方々が活躍できる機会と場を創出することを目的にしております。受験のみに特化しますと、学習サポートの趣旨から外れるとともに、ボランティア講師にとっても結果を求められるという精神的負担を伴うことが予想されること

もあり、現状では実施することは考えておりませんが、長期休業期間中の事業の充実を図るなど、参加者のニーズに応えてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 答弁ありがとうございました。まず確認をしたいのが、今の答弁の中にもあったように、学校単位での学習サポートも継続をしつつ、長期の、例えば冬休み、夏休み、春休みといったときには、従来の学習サポートを開くという認識でよろしかったですか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 星野生涯学習課長。
- ○生涯学習課長【星野和弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

長期休業、夏休み期間中は今回のような各学校単位で、冬休み、あるいは春休みにつきましては、期間が短いもんですから、まだ今の時点では体制なども整ってございませんので、しばらく図書館のほうで実施していきたいと考えてございます。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 そうすると、夏休みは取りあえず学校単位で、冬休みとか春休みといった短い休みのときは従来どおりというようなことでよろしいんですね、そうすると。分かりました。そうするとですね、例えば今回、冬休み案内が来たので、図書館の視聴覚室でということだと思うんですけれど、前回6月の答弁のときに頂いたのが、図書館での視聴覚室での参加者を半分ほどに減らし、感染対策を講じた上での実施を検討しておりますが、講師や参加者に負担を強いるとともに、参加希望者のうちの多くを断ることになると考えられ、公平性を確保できないということが想定されます。再開をするためには、参加者や講師の負担の軽減のための3密対策を取るのはもちろん、近距離での会話が多くなる本事業において、参加者や講師が新型コロナウイルス感染に対する不安のない中で事業を実施する必要があるというふうに考えております。このように答弁していただいたんですけれど、そうすると、今回の定員って何名というふうに考えていらっしゃるんですか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 星野生涯学習課長。
- ○生涯学習課長【星野和弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今現在ですね、上三川町のほうでは、会議室等を利用する場合に、前は定員の半分でしたが、今は1 メートル間隔を空けて座るということになってます。そうすると大体7割ぐらいに通常なってくるのかなというふうには考えてございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 そうすると、前回のときにもちょっとお話しさせていただいたんですけれど、 通常、視聴覚室20名のところ、参加者が多かったので、一番多いときは24名受け入れてたんですけ れど、そうすると、その7割程度というふうに考えるということでいいんですかね。
- ○議長【石﨑幸寛君】 星野生涯学習課長。
- ○生涯学習課長【星野和弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今現在の状況でいきますとそのようなことになるかと思います。 以上です。

### ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 それでは、短期の休みというか、冬休み、春休みはそういったことで開催され るということで理解できたんですけれど、そうすると、先ほどのお話にもあったように、夏休みは学校 単位でということで、そういったお話が今あったと思うんですね。そうすると、先ほどの答弁にもあっ たように、今回夏休みって、それぞれの中学校で予定をされてた中で緊急事態宣言になってしまったり したので、先ほどお話があったように、本郷中の前半のみでの開催になってしまったかなと思うんです けれど、これが、そういった状況じゃなく、通常の状態で予定どおりに、予定どおりというのは、皆さ んにちゃんとお話をしないと分からないかと思うので、予定をされてたのは、本郷中学校が7月 の26、27、28、30、それから8月の2、3、5、6の8日間、明治中学校は8月 の23、24、25の3日間、上三川中学校は9月以降実施予定というような形になってたと思うんで すけれど、学校単位でやること自体は、僕は全然ありだとは思ってるんですけれど、これが学校独自の 事業で、本郷中学校は本郷中学校、明治中は明治中、上三川中学校は上三川中学校ということで、それ ぞれの学校で独自の事業としてやるんであったら、それはもう全然この日程でもいいと思うんですけれ ど、講師として募集をするというのは、町が当然関わってたと思うんですね、今回。町のほうで、今ま で学習サポートに携わっていた講師の方たちに案内を出して、協力の依頼ということで出してたと思う んですけれど、そうすると、こういうふうに開催の日数が違うとか、日数が違うのが一番かな。そうい うふうに考えると、学校ごとに公平性が保たれないというか、学びの場というのが全然違っちゃうと思 うんですね、回数とか、そういったものが。それっていうのはどういうふうに考えてるというか、これ も、先ほどのお話だと学校単位でということだったので、そういった点ってどういうふうにお考えです か。

#### ○議長【石﨑幸寛君】 氷室教育長。

○教育長【氷室 清君】 学習サポートの各中学校実施ということについては、昨年3月の議会で篠塚議員のご質問に対して、現行事業を各中学校のボランティア活動に移行していきたい旨、答弁させていただきました。議員からも、具体的に話を進めてほしいと、そういうふうな励ましの声を頂きましたので、本年度、教育総務課と生涯学習課内にプロジェクトチームを立ち上げまして、1年かけて勉強した結果、今回夏休みにそういう取組を進めたところでございます。学校に、ご承知のとおり、学校運営協議会の委員の中に学校支援コーディネーターという方がいらっしゃいまして、その方々と話を進め、コーディネーターが中心となって地域の方に呼びかけて、中学生の学習サポート実行委員会を運営協議会の組織として立ち上げてみてはどうかというふうな仕組みづくりを進めたところでございます。今年は初年度ということなので、始まったばかりで、回数等についても各学校によっていろいろとあろうかと思いますが、取りあえず、このコロナ禍の状況の中、どこまで広げられるかは未知数のところもございますが、今後、子供たちのニーズを確認しながらですね、地域に合った学習サポートを夏休みは立ち上げていきたいというふうに考えております。また現行の、先ほど課長のほうからも話がありました、教育委員会で行っている学習サポート事業も当面は並行して実施しながら、なだらかに地域の方への移行

を進めていきたいというふうに私のほうでは考えております。 以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。今、お話にもありましたけど、徐々にというか、そういった形で地域のほうにというか、各中学校のほうへと移行していければいいのかなとは思うんですけれど、その場合に、まず一つお伺いしたいのが、講師の確保というか、そういったところってどういうふうにお考えですか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 氷室教育長。
- ○教育長【氷室 清君】 これも同様に、確かに地域支援コーディネーターのノウハウというところもあるので、各学校ごとによって差異は出てしまうとは思うんですが、生涯学習課内で登録していただいておりますボランティアの方々、こういった方々を各学校に名簿として提供いたしまして、そういった方々も活用いただきたいというふうに考えております。先般の議会の中で議員のほうから教えていただきました地域未来塾という話がありました。私どももそれを勉強させていただきまして、地域未来塾、要するに、未来塾自体が要件として地域学校協働本部、いわゆるコミュニティースクールを導入しているところを対象に、中心に実施しますよということですので、運営協議会のほうをさらに拡充して、議員がおっしゃいますような地域未来塾というふうな形で将来は立ち上げていきたいなというふうな構想は持っております。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 今回、夏休み、短期間ではあったんですけど、本郷中学校で開催をしたときに参加してくれた生徒さん、すごい多かったんですよね。今まで図書館の視聴覚室でやっていたときって、どうしても本郷中学校の生徒さんって、地理的なものというか、そういったものがあったのか、ちょっとそこまで突っ込んで調べたわけじゃないので分からないんですけれど、全然参加してくれた生徒さんの数が違ったというのがあるので、各中学校単位でやるのを全然否定するわけじゃないんですけれど、できれば、やっぱり、何ていうんだろうな、開催する日時というのを、ある程度回数的なものというのをなるべくそろえてもらえるといいのかなとは思います。学校単位によって学びの回数というか、場が違うというのがちょっと納得できないというか、どうなのかなと思う部分があるので、その点をちょっと考慮していただけるといいのかなと思うので、ぜひその点はお願いしたいと思います。

それと、今回、冬休みは図書館でという話なので、今までは事前に意見交換会というのが、講師共々集まって、あとは教育長とかにも出席をしていただいて、担当課の課長さんにも出ていただいて、そういった交換会というのがあったかと思うんですけれど、夏休みはすごくスケジュール的にもタイトだったので、そういったことができなかったのかなと思うんですけど、今回の冬休みとか、今後、そういったものって、学習サポートを行うたびに、そういった意見交換会というのは行う予定なのか。それとももうないのかというのは、どちらになりますか。

- ○議長【石﨑幸寛君】 星野生涯学習課長。
- ○生涯学習課長【星野和弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今現在ですね、まだ今回の冬休みのボランティアの方たちを、参加できる方を確認している状況でございます。その辺が整いましたら、やはり皆さんで協議して方針などは決めていきたい、そのようには考えてございます。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 今、講師の方々に確認ということだったんですけれど、昨日現在で結構なので、 多分何人かには連絡、電話入れてるのかなと思うので、実際に学習サポートに参加してくれる講師の 方々って、もう何名かは決まってはいらっしゃいますか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 星野生涯学習課長。
- ○生涯学習課長【星野和弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

電話等でですね、昨日も確認は担当のほうでしてるところは見ていました。ただ、人数のほうはまだ、 ちょっと私のほうでは把握はしてございません。ちょっとどうしても出られないとか、あるいは、私は 全部出られますよとか、そういった方がいたのは確認してございます。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 ありがとうございました。そうすると、今度ちょっと講師の確保というか、そういったものについてちょっとお伺いしたいんですけど、今後、講師って増えていってほしいなというのはずっと思ってるんですけれど、完全なボランティアというのが一つと、それからあと、人に教えるということがなかなか難しく考えてしまうというか、自分で解くことはできたとしても、それをなかなかうまく人に伝える、教えるということが難しいというふうに考えてしまって、ちょっと腰が引けちゃう、そういった人が多くいるのは分かってるんですけれど、そういった中で、どういった形で今後講師の数を増やそうと考えているのか。それから、先ほどのお話にもあったように、平成26年からこの事業が始まってるので、今、7年目、8年目ぐらいになるのかなと思うんですけど、そうするとですね、当初参加してくれていた子供たち、例えば平成26年で中学3年生だったとすれば、今も、もしかすると大学を卒業しちゃってるのかもしれないんですけれど、そういった当初参加していてくれた子たちに案内を送るというか、そういったことって可能なんですかね。
- ○議長【石﨑幸寛君】 氷室教育長。
- ○教育長【氷室 清君】 ボランティアの確保については、非常に大きな課題であると思っております。 以前は大学のほうに募集をかけたというふうなこともございますが、町広報、こういったものを使って 十分に周知したいと思っております。今、当初の子供たちを講師にするという、それは非常にいいアイ デアだと思いますので、どこかの場面でちょっと活用させていただきたいなというふうに考えておりま す。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 個人情報の観点とかあって、いろいろ難しいところはあるかなと思うんですけれど、もし、可能であれば、そういった子たちが戻ってきてくれるとすごくいいことだなと思うんです

ね。自分が教えてもらった。それを今度は年下のというか、自分たちの後輩に教えてあげようというような思いっていうか、そういったものを持っていただけるような事業ができれば、本当にすばらしいものだと思うので、ぜひお願いもしたいですし、あとは、以前にちょっとお願いはしたんですけれど、成人式のときに渡しているいろんな資料の中に学習サポートの講師の募集の案内、そういったものも入れていただきたいということは以前にお伝えしたので、そういったものは継続してやっていただければなとは思ってます。

先ほど、三つ目の、受験を控えた3年生を対象にというのは、今は考えてないというか、学習サポートの観点からするとちょっと違うんじゃないかというようなお話があったんですけれど、今、上三川には七つの小学校と、あと三つの中学校がありますけど、いわゆる補習塾とか、それから進学塾と言われるような学習塾に通っている児童さん、生徒さんの数とか割合とかって、そういったものって把握はされてらっしゃいますか。

- ○議長【石﨑幸寛君】 氷室教育長。
- ○教育長【氷室 清君】 これについては、学校でも把握はしてないというふうに感じております。 以上です。
- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 そうすると、ちょっと僕なりに調べてみたので、2017年、ちょっと古い資料になっちゃうんですけど、小学生の全国の平均が45.8%です。栃木県の平均が41.5%。中学生の全国の平均が61.4%で、栃木県の平均は58.7%という数字が出てます。これが一応学習塾というところに通っているって言われる生徒の割合になるんですけれど、栃木県の場合、ちょっと全国平均より低めというような形なので、上三川町もそんなに大きく変わらないんじゃないかなと。だから、今回でいうところの中学生でいうと約6割程度の生徒さんが通われてるんじゃないのかなというのは想像できると思うんですけれど、そうすると残り4割の生徒さんは通われていない。そういったことが考えられると思うんですね。その4割を大きなくくりで考えると、十分に学習内容を理解できてるので、行く必要がないっていう言い方はちょっとよくないのかもしれないんですけれど、行かなくても大丈夫。それから、あとは逆に、理解ができない。だけれど、塾にいろいろな理由があって行けない。そういった子たちもいるんじゃないのかなと思うんですね。先ほどのお話にもあったように、例えば受験生を対象に中学3年生のみの学習サポートを行うというのは、今の学習サポートの考え方というかな、方向性から見るとちょっと違うというお話なんですけれど、やはり学習内容を理解できていない。でも経済的なものとか、いろいろな理由から塾に行けない。そうすると誰に聞くこともできない。そういった子たちの受皿にというのは、考えることってできないですかね。
- ○議長【石﨑幸寛君】 氷室教育長。
- ○教育長【氷室 清君】 受験目的というふうなことで先ほど課長のほうの答弁がありましたが、社会教育を扱う生涯学習課所管の事業として受験対策を行うというのは、筋論からしても妥当ではないというふうに考えております。きれいごとになってしまうんですが、それよりも子供たちの学習習慣の確立、それから、基礎学力の定着を図りながら、子供たちができた、分かったと、そう思えるような自己肯定感の向上を目指すことが、正しい学習サポート事業の捉え方なんだろうというふうに私は思っていると

ころです。先ほど学校支援コーディネーターを中心に夏休みというふうな話をしましたが、同時に、このプロジェクトの中では、定期的に学習機会拡充のために、中学校の放課後等の空いてる時間を使って学習を提供できないかという話も進めております。現在1校のほうから、今年から進めてみたいというふうな回答があったところだったんですが、オミクロン株の話があったのでちょっとストップしてしまったところなんですが、夏休みに限らず、そういった、定期的にですね、4月からの毎月の放課後、週に1回程度、月に1、2回でも構わないと思うんですが、そういう学習機会の拡充というのを視野に入れてるということは事実でございます。それを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 勉強したことが理解できての自己肯定感というか、そういったものってすごく大事だと思うんですよ。今お話にあったように、学校で平日放課後とかというのは、多分上三川中学校が最初そんな話があったと思うんですね。9月以降というのが、放課後を利用してというふうに僕は伺ってたので、それができればなとは思ってたんですけど、それも講師の確保ってどうしてくんだろうってすごく考えてて、平日の夕方の時間帯とか、なかなかその時間に行ける人って少ないのかなとは思ってたんですけれど、どうしてもコロナが収束をして本当に今までの日常というのを取り戻せないと、なかなか前に進めていくことっていうのも難しいのかなと思うんですけれど、コロナが収束をして日常を取り戻したときにすぐに取りかかれるように、今から事前にいろいろな準備というか、ものを進めておいていただけるとすごくありがたいと思うので、ぜひその点は考えて進めていただければと思います。それでは、2点目の質問をしたいと思います。

2点目は、土砂条例についてになるんですけれど、今年の7月の3日に熱海で起こった土石流とか、それから、あと、9月26日の下野新聞には、茂木町が土砂条例の改正を行って、原則として県内で発生し、発生場所から直接購入した土砂に限る。土砂とまた建設汚泥にセメントや石灰を混合し、科学的安定処理をしたと定義した改良土を、安全基準に適合しない土砂として埋立てに使えない土砂に指定したとありました。このような動きがある中で、また、他の市町も追随するような動きもあるようで、そこで、当上三川町は今後どうしていくお考えなのかをお聞きしたいと思い、そこにある2点お伺いしたいと思います。

当町、上三川町の地形は平たんなので、今お話ししたような熱海とか茂木町とは違うとは思うんですけれど、土壌汚染や環境破壊は十分に起こり得ると考えられる中で、土砂の発生元や面積要件などの規制を強化する考えはあるのか。

2点目として、当町の土砂条例では、改良度の搬入を禁止していないが、今後規制が必要と考えているか。

以上2点、よろしくお願いします。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。大山地域生活課長。

(地域生活課長 大山光夫君 登壇)

○地域生活課長【大山光夫君】 ただいまのご質問の1点目及び2点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

上三川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例では、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が500平米以上、3,000平米未満の事業、いわゆる小規模特定事業を行おうとする場合、事前に町に申請を頂き、許可を受けていただく必要がございます。土砂を搬入する場合は、事前に土砂等搬入届を提出いただくことになっており、その際に、搬入する土砂の発生元証明や土砂等の地質の検査証明を添付することとなっており、その検査結果が、国の定めている土壌の汚染に係る環境基準に適合することを必須要件としていることから、当面は現在の条例で制定している内容で対応してまいりたいと考えております。今後につきましては、栃木県や近県及び周辺市町の動向を注視し、調査研究に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 答弁ありがとうございました。今お話があったように、500平米以上、3,000平米未満の面積における、いわゆる小規模特定事業、それには、今答弁にもあったように、許可申請も必要ですし、許可後、搬入をする場合には、搬入届であったりとか、どこからの土砂なのかという発生元証明、それから搬入届など、決められた書類の提出が必要になっているし、事業が完了した後には完了検査などもあるので、当然、適正な土砂の埋立てによるものなのかどうかというのを判断するのはできると思うんですけれど、500平米未満の、いわゆる小規模特定事業等と呼ばれるものは、特に許可等必要なく埋立てができると思うんですけれど、これはそのような認識で間違いありませんか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 大山地域生活課長。
- ○地域生活課長【大山光夫君】 ただいまの質問にお答えします。

町としては、500平米以上、1,000平米未満となってますので、今のところ、それで間違いは ございません。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 そうすると、先ほど調査研究というお話があったんですけれど、今のところ、 面積要件が500平米以上となっているところを小さくするというようなことはお考えなのか。それと も、これから考えていく。どういった今考えなのか、お聞かせ願えますか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 大山地域生活課長。
- ○地域生活課長【大山光夫君】 先ほど答弁したとおりですね、今のところ500平米で考えておりますが、近県の状況や県内の状況、いろいろ調査研究しながら、そこら辺は検討していきたいと思っております。
- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 500という数字が、開発行為のほうの面積と関係をしているのかなとは思うんですけれど、都市計画法の第34条の14号に当てはまるのが、市街化調整区域内に長期居住する者のための住宅とか、あとは自己用住宅を所有する世帯の親族のための住宅など、そういった開発区域の申請のときが500以下というふうになってるので、例えば500以下も許可申請が必要なんだと、小規模特定事業と呼ばれるものも、今は届出が必要ないですけれど、届出というか、許可の申請が不要か

と思うんですけれど、これを許可申請が必要ということになるとすごく煩雑になるんじゃないかと、そういうふうに思われてもあるかと思うんですけれど、そういったところであれば、こういった自己用住宅の盛土に関しては、例外として、それ以外の500平米未満の盛土であったりとか、搬出であったりとかとかというのを届出制とかにするというのはどうですか。

- ○議長【石﨑幸寛君】 大山地域生活課長。
- ○地域生活課長【大山光夫君】 現在のところ、この規定で考えておりますが、先ほど答弁したようにですね、今後、各市町村とか、あとはちょっとうちのほうもいろいろ調査研究しながら、今後は検討していきたいと思っております。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 そうすると、先ほど答弁いただいた、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例というのがあるかと思うんですけど、こちらに第7条、小規模特定事業 等に使用される土砂等の安全基準は、土砂等の汚染状態について規則で定めるとあります。その規則に は各項目の安全基準が載ってるんですけれど、届出も何も必要ない今の現状の中で、この安全基準って どういうふうに運用しているのか、教えてもらってもいいですか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 大山地域生活課長。
- ○地域生活課長【大山光夫君】 届けてあるやつは、この安全基準の条例等で考えておりますが、今のところ、届けてないところにつきましては、今のところ、この基準というのは考えていないところと思っております。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 考えていないということなんですけど、安全基準って規則で定めるって書いて あるんですよ。その安全基準がこの土砂条例の中に規定されてるんですけれど、そうすると、これは全 然運用してないっていうか、そんな形になるんですかね。
- ○議長【石﨑幸寛君】 大山地域生活課長。
- ○地域生活課長【大山光夫君】 あくまでもこの土砂条例は、500から1,000ということで規定してると思っております。

- ○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。
- ○3番【篠塚啓一君】 まず、基本的に小規模特定事業というのが500から3,000、500未満というのが小規模特定事業等というふうに当たるかと思うんですけれど、どのような形で運用しているのかは、ちょっと後で調べておいていただけると助かります。お願いします。そういったところで、せっかくこうやって安全基準とかが決められてるのにも関わらず、500平米未満というのは何の届出も要らないということは、この安全基準があってないようなものになってしまうのかなとは思うんですね。それなので、できれば、先ほどもお話ししたように、ご提案をさせていただいたんですけれど、許可制というのはすごくハードルが高くなるかなと思うので、あくまでも届出制にしていただいて、町として

どのような土砂をどれぐらいの量入れるのか。それぐらいのことを把握するというのはあってもいいん じゃないのかなと思うんで、ぜひ、その点は検討していただきたいと思います。

最後に、改良土のことなんですけれど、町の許可が必要である500以上3,000未満のことに関しては、この条例の中とかにも書いてあるんですけれど、改良土の搬入については、廃棄物処理法上問題がないことを確認する必要があるため、事前に町に相談することとあります。もちろん搬入時に、先ほどもお話があったように、搬入届であったりとか、発生元証明書、そういったもの、分析表とかも出すので問題はないのかな。つまり、町としてどういった土砂を入れるのかというのが把握できるとは思うんですけれど、これが、先ほどから聞いている、500平米未満になると何も出さないわけですよね。届出とかも必要ないので。そうすると、この場合って、事前に改良土を入れるんですとかってなかなか言うことはないのかなと思うんですけれど、そういったところってどういうふうに考えてますか。

○議長【石﨑幸寛君】 大山地域生活課長。

○地域生活課長【大山光夫君】 改良の件に関しては、500平米以下ですか、関しては、例えば地域住民からそういうお話があったりということで、そうすると廃掃法とか、いろいろ逆に、いろんな産廃とか、そういう基準もありますんで、そちらのほうで対応はしていきたいと思ってます。今のところ、町としてそれをなかなか把握するってことが難しい状況にあると思います。

以上です。

○議長【石﨑幸寛君】 篠塚啓一君。

○3番【篠塚啓一君】 そうすると、やっぱり地域住民の方からそういったお話があれば、町としても調べるとか、そういったことになるのかなと思うんですね。先ほどちょっと調べておいてくださいって言った安全基準に関しても、そうなるんじゃないのかなと思うんですよ。例えば500平米未満のところに土砂を入れてて、周りの人が、あそこ何やってるんだろうというふうになれば、例えば、町のほうにそういった連絡があれば、担当課として調査に伺うとか、そういったことになるのかなと思うので、そういったことで把握はできるのかなと思うんですけれど、それ以前のものとして、例えば、先ほどお話ししたような、土壌汚染であったりとか、環境破壊であったりとか、そういったことも考えられるので、安心・安全のまち上三川ということであれば、そういったものを事前に把握して、できるだけ排除できるような形にしていただきたいと思います。だから、先ほどお話ししたように、許可制というのは難しいにしても、せめて届出制にしていただいて、町としていろいろなものを、土砂の内容とか、そういったものを把握していただくような形にしていただければと思いますので、ぜひ、今後そういったものを調査研究していただいて、進めていただければと思います。

以上で僕の質問を終わらせていただきます。

○議長【石﨑幸寛君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時に再開いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時00分 再開

### ○議長【石﨑幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石﨑幸寛君】 3番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 通告に従いまして2点ほどお尋ねしたいと思います。

一つ目は、生涯学習館と子育て支援複合施設についてお尋ねをしたいと思います。まず1番目に、生涯学習館と子育て支援施設を併合しないと補助金で賄えないのか、お教えください。

二つ目として、具体的な建物施設等を造っていく時期が、いわゆるお金がかかるということなので、 今でなければならないという確たる理由はあるのか、理由を明確にお答え願います。

三つ目に、行政施設が耐久性を超過し、その対応策を考えていかなければならないと、町としてはどのように考えているかをお尋ねしたいと思います。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

生涯学習・子育て支援複合施設の建設事業は、老朽化が著しい中央公民館や子育て支援センターを更新するだけではなく、子育て支援の充実や高齢者の生きがいづくり、ORIGAMIのまちづくりなど、地域課題の解決や地方創生の推進を図ることなどを目的に実施するものでございます。生涯学習施設と子育て支援施設を複合化するのは、両施設の利用者間での交流や施設利用者の利便性向上、また、複合化することによる建設コストや運営コストの圧縮などが期待できるためでございます。そのため、補助金を目的に複合化するものではございません。

次に、2点目についてお答えいたします。

今回の複合施設建設事業は、現在行われている庁舎の大規模改修事業の工事スケジュールに合わせて 実施するものでございます。庁舎の大規模改修工事は、令和6年度にフロア工事を予定しており、この 工事を実施する際には工事フロアの事務室が利用できなくなるため、仮設の事務所を用意する必要があ ります。その仮設事務所の建設には億単位の費用がかかると見込まれておりますが、複合施設を建設し、 現在の中央公民館機能を複合施設に移動させることにより、空いた中央公民館を仮設庁舎として使うこ とができるようになります。さらに、現在は地方創生や脱炭素など活用できる可能性のある補助メニュ ーがあることから、これらの補助メニューを有効に利用することで一般財源の歳出を抑えることができ る状況にございます。社会情勢が不安定であり、今後の見通しがつきにくい中、中央公民館や子育て支 援センターの問題を先送りし続けるよりも、課題解決につながり、一般財源を抑えられる可能性がある 現在での実施が最適であると判断したものでございます。

次に、3点目についてお答えいたします。

本町の公共施設につきましては、公共施設総合管理計画を踏まえて策定した個別施設計画に基づき、 修繕や更新工事など計画的な施設の整備を行っております。耐用年数を迎える施設につきましては、老 朽化による劣化状況や将来の利用予測などを踏まえて、最適な施設管理が行えるように、建て替えや修 繕あるいは他の施設との集約化などを検討いたします。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 今の町長の答弁で、補助金を当てにしていないということを聞いたので、再質をちょっとしたいと思いますが、補助金をもらわないで造るとすると、今の物価高は、計算上どのくらいだというと、私も専門家ではないのでよくは分かりませんが、新聞等などで聞いてると、木材が3割、鉄鋼はどのくらいまで上がるか見通しがつかないというようなことを言っております。そこで、この時期に補助金を当てにしないで造るということは、どのくらいの試算を計上していくのか。細かいことは聞く気はないんですね。これをどういうふうに町長が考えて、どのようにやるかということ、具体的な説明を頂けるとうれしいのですが、どうでしょうか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、ご質問の中で、補助金を当てにしないというようなお話がありましたけども、補助金のためだけにですね、複合化をするわけではないという町長からのご答弁でございますので、当然、こういった複合施設を造る際に活用できる補助金があるのであれば、積極的にそれは取りにいく努力はいたします。現在、私どものこの整備計画につきましては、一番想定されるのは、地方創生に関する補助金がございますので、それを、できるのであれば活用したいというのがまずは前提でございます。仮にそういった補助金のですね、ただ、この補助金につきましては、あくまでも国の補助金でございますので、国の評定委員、国においては、大学教授とか、そういった学識者が最終的に採択をするかの評定をしますので、申請してもすぐに通るとは限りませんけども、その努力は当然行ってまいります。町としては、それは当然やるべきことだと考えておりますので、その上で、仮に想定している補助金がですね、獲得できないと、採択されなかったというような場合にあってもですね、やはり現在の中央公民館、それから子育て支援センターの状況から見ますと、先送りはできない課題でございますので、先ほど町長から答弁申し上げましたとおりですね、先送りせずに、この課題解決を最優先に進めてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 そうすると、補助金は欲しいんですが、果たしてそれが出るかどうか分からないのに、計算上では20数億円、30億かかるか、今の状態では試算ができないのではないかというふうに私は危惧してるんです。これが全て起債というか、町の借金で造っていって、これを、いきいきプラザの起債もまだ払い終わらないうちに、また次の借金をしていって、今皆さんが騒いでいるように、町では、ちまたでは、何々が何%上がってるといって、下がってるものは何一つ見当たらないんですね。そのために、町民にそれだけの、それは生涯学習も必要でしょう。子育て支援なんか、もっと先に必要だと思います。そうなる前に、民間に委託した保育園や何かに何十億というお金をかけて造る前に造るべきだったんじゃないかというふうに私は思うんですが、でも、やってしまったんですから、どっちが先かということを考えながら行政はやらなきゃならないんじゃないかと思うんですが、その辺のところ

を具体的にですね、町長から答弁が頂けるとうれしいと思います。

- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 ただいまのご質問の中で、事業費の関係でございますけども、以前、私のほうからですね、近傍類似施設の例も参考にしながら、20億を下回る、20億の範囲でというようなお話をしたかと思います。現在ですね、基本設計、実施設計の業務を委託しているところでございますけども、今、作業を進めております。この委託業者の選定に当たっての前提条件といいますか、主要条件といたしまして、業者のほうにお示ししましたのは、本体と外構、これで15億ということでお示しをしてございます。この範囲で、今は基本設計ですけども、作業を進めているという状況でございますので、20億、30億という数字はちょっと、20億という数字は、前回私がその範囲内で収めていきたいという趣旨でお話しした数字かと思いますけども、そのようにご理解いただければと思います。

○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。

以上でございます。

- 〇9番【勝山修輔君】 副町長が県で何をやってらっしゃったかはよく分かりませんが、15億だとか20億だとかというのは、私、死ぬまでに見られるお金ではないと思います。それでものを造って、造った後、今度はこの庁舎の内装工事をするんですと。それで中央公民館やいろんな施設を使って、仮設を造らないでやるんだから、生涯学習館は何としても造りたいというような、それは希望だと思うんですね。その希望が今なのか、1年先なのか、2年先なのかということの試算というのはしなくてですね、仮設のお金を何とか我慢するために、15億であろうが20億であろうが、かけて造るんだという趣旨の根本は何でしょうか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 先ほど町長からご答弁申し上げましたとおりですね、今回の複合施設の建設事業につきましては、庁舎の大規模改修事業の工事スケジュールに合わせて実施するということでございまして、仮に大規模改修工事のうちですね、令和6年度には、給排水とか、そういった内部の配管に伴う事務室が利用できなくなるような工事があるということでございますので、そのための仮設事務所を仮に用意するとなると数億円の費用がかかると。結果的には、仮設事務所でございますので、それが終わってしまえば何も後に残らないというような状況になりますので、それよりは、中央公民館機能を複合施設のほうに移転して、空いた中央公民館を仮設庁舎として使うことで費用負担を圧縮することができるということでございますけども、さらにはですね、やはりこの複合施設については、先ほどちょっとお話ししましたような有利な補助制度も活用することができる可能性もあると。さらには、いろいろな課題をですね、先送りしないで、一般財源を抑えられる可能性があるということでございますので、今この時期にやるべきというふうに私どもでは考えておるところでございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 そうすると、効果ばかりお話しになっているんですが、効果ばかりを優先していってですね、残った費用は、ここにいる方が払うんじゃなくして、子供、孫の時代に払い続けるということも、一つ考えてみなきゃならない理由だと思うんですね。私が、費用のですね、効果を期待でき

るかということだと、あまり期待できないんじゃないかというふうに私の考えは一致するんですが、これは、ここで話すかどうか、私もちゅうちょしてるんですが、強いて言うならばですね、行政幹部のですね、名誉や虚栄心のために造ってんじゃないかということが、私の結論に達するんですね。今まで他の市町村で、もう箱物行政はやめましょうということを盛んに言ってきた時代もあるはずです。そこへ来てまた箱物を造ってですね、それだけの、行政側ですれば、これだけ利用客がいるんだ、これだけたくさん必要としてるんだというのは、私も理解はするんです。しかし、今、町が持ってる建物を全部庁舎として使えないのかということが一番疑問に思うんですね。中央公民館も、それでは、使うだけ使って、こっち、生涯学習館を造ったんだと。そうすると、あそこを壊すんだというのも、含まれてる費用に換算しているんでしょうか、してないんでしょうか。また、これは副町長ですか、町長ですか。どういうふうに試算してそういうふうなことができるのか、お教え願えますか。

- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

箱物行政をやめようという流れがあるというのは当然理解しておりますけども、必要な箱物は、やはり整備していかなければならないというふうに理解しております。ですから、新たに今回の施設につきましても、新たな施設整備というよりは、基本的には今ある施設を町民の皆様に、非常に多くの町民の皆様に使っていただいているこの施設を更新していく。併せて他の機能も充実していくというようなことでございますので、箱物行政をやめようという流れに反しているものとは考えてはおりません。中央公民館の使用後の解体費用というようなお話でございましたけども、一応これにつきましても、ある程度の概算はしてございます。それを含めても20億という範囲内では抑えられるのではないかというふうに試算をしているところでございます。あと、他の施設を庁舎として使えないかというような検討も内部では行いました。ただ、現時点では、やはり中央公民館の施設をですね、庁舎として使うのが最も、通信インフラとかそういったこともございますので、一番適しているだろうというふうな結論に至った次第でございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 そうすると、20億の中には中央公民館の解体費用も含まれているというふうに理解してよろしいんでしょうか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 一応その中で抑えたいというふうな考えでおります。 以上でございます。
- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 曖昧な答弁だと私も困るんですが、中央公民館を使い終わってから解体するの にどのぐらいの試算してるか、副町長が、分かりませんが、20億の中でできるんだというふうにここ で答弁して、それで、もし、万が一できなかったときには、どういうふうな責任を誰がどう取るんでしょうか。そこんとこを明確にお願いできますか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。

- ○副町長【和田裕二君】 何度も申し上げましたとおり、その中で抑えたいということでございます。 以上でございます。
- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 副町長、抑えたいと思いますと、その中でしますということでは、話が何十センチ、何メートルも違うんですね。確かに20億で抑えられたら、それは立派なもんですよ。私もそれは、上三川の行政で始まって以来の大ホームランだと思うんです。私たちが見てても、中央公民館の解体を更地にするのには、あんだけの坪数ですから、約4億ぐらいのものがかかるんじゃないかと思ってます。それを20億の中でやるということは、これは立派なことですから、ぜひそういうふうにやっていただけることを願っています。

もう一つ、他の施設は使えないということですが、町にはあと幾つ、そういうふうな施設があるといって、そこを使うんだという試算は一度もしてないんでしょうか、してるんでしょうか。それを町長、聞かしてください。

- ○議長【石﨑幸寛君】 星野町長。
- ○町長【星野光利君】 もちろん、町で今所有してる施設を仮設庁舎として使えるかどうかというのは、 全て検討を行いました。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 3番に私が載せましたが、行政施設が耐久性を超過し、その対応対策を考えていかなければならないでしょうと言ってます。そうすると、今町が持っている建物は、現在使われてないのか、使えないのか。使う気がないのか、この三つでお答えできたら、していただけますか。分かります? 使う気がないのか、使えないのか、使う気がないのか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、前提といたしまして、今、町で使っている公共施設につきましては、それぞれの公共施設の目的に沿ってそれぞれの施設を活用しているということでございます。ですから、今回私どもが検討する中では、仮設事務所としても、ある程度使用の目的を達したような施設で仮設事務所として使用できるものがあるかどうかという中で検討をしたということでございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 今の答弁を聞くと、仮設を造って、使って、それを解体して、すると費用がたくさんかかるんだという答弁でしたよね。そうすると、今町が持っているものを使えるようにして使って、それはもともとあったもんですから、そのほうが費用はかからないんじゃないかというふうに、私のげすな考えだと言えばそれまでなんですが、仮設も、そんなに豪勢な立派なものを造るわけじゃないんだと思うんですね。今町が持ってるものを使ったって十分に間に合うんじゃないかと。よしんば、私が言うように、上下水道課はあっち行きなさいよと。それに関連するところはこっち行きなさいよと言わなくてもですね、一つのところに何とか工面をしてね、創意工夫をしてですね、行っても、町民は、

あそこにしか行かなきゃ駄目なんだと思えば、借金を払うよりはそこへ行くほうがいいんじゃないかというふうに、私は思うんです。ところが行政のあなた方は、町民のためじゃないですから、私たちの仕事のやりいいように、暇がないように、俺んとこはここで全部やるんだとかっていったら、確かに今のような状態が起きると思うんですよね。しかし、いつもいつも同じ会話をしてもですね、これは本当に、払うほうは町民ですよ。造るのはあなた方ですよ。計算をして、箱物でどこかで潤ってるところの自治体がこの近隣にあるなら、お示しをくださいというぐらいに、ないですよ。

ある行政のところは、大きな劇場設備を持っているところを造りました。やってくれる人がいないので、補助金を出して、そこで音楽家や何かをやってるというところもあります。分かりますよね。どこだか、あなた方はよく知ってるはずです。造りました。やってくれる人がいないんですよ。なおさら見に来る人がいないんです。それでも維持管理はかかるんです。だから、せめて何かやってないと行政として立場がないから、補助金を出してやっていただいてるんです。そういうところがあるということを認識してますか、町長。

○議長【石﨑幸寛君】 9番、勝山修輔君にお聞きしますが、今の質問の根拠というのはあるんですか。 ○9番【勝山修輔君】 すぐ近くの自治体で大きな劇場の使えるようなとこを造りました。しかし、ど なたも来ていただけないので、町で補助金を出して使用してもらってるというところがあるはずです。 それを町長はご存じかと聞いてるんです。そういうところが、この近隣には、少なくても、私が調べた 範囲ですよ。五つあります。そこでも毎年毎年、維持管理をするために何千万円、多いところ は3,800万かな、かかってるんです。そんだけのものをかけてまでやることがあるのかということ を町長に聞いてるんです。分かりましたかね、議長。

○議長【石﨑幸寛君】 もう1回ちょっと聞きたいんですけど、あれですか。結局イベントをやるのに、 やるほうが使用料を払うんじゃなくて、行政のほうで補助金出してやってもらってるって、そういうと ころがありますってことですか。

- ○9番【勝山修輔君】 行政が補助金を出して……。
- ○議長【石﨑幸寛君】 その根拠があるんですかって聞いてるんです。
- ○9番【勝山修輔君】 ありますよ。それはよく知ってるところです。ですから、そういうふうな自治体にならないようにと、町長、知ってますかと聞いてるんです。
- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 ただいまの再質問にお答えいたします。

今回の整備計画につきましても、大ホールについていろいろ議論がございました。生涯学習センターのもともとの基本計画、基本構想ですかね、を作ったときにも、500名程度というようなお話もございましたけども、現在、設計検討委員会ですね、その中で議論を頂いてますけども、その中でお示ししてるのは、それほど大きなものではございません。というのは、やはり身の丈に合ったですね、施設でないと使い勝手も悪いでしょうし、そんな大きなものを造って維持管理費をかけるというのもいかがなものかというのがございます。やはり町民の皆様に、利用しやすい、利用していただける施設、そういう施設に、大きさのほうについても検討を今加えているところでございます。ですから、議員がご心配のような、とても大きなホールを用意するという想定では今のところございません。ご理解いただけれ

ばと思います。

以上でございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 今、大きなものじゃないからいいんだということではなくてですね、虚栄心だけで造るようなことはやめてほしいということがまず第一なんですね。

時間もないですから、二つ目の施設管理についてお尋ねいたします。

一つとして、施設として修理修繕をしなくてはならないもの、また、新しく施設を新設しなければならないもの、いろいろあるかと思いますが、今現在、町の所有物の中でこのようなことを考えているところは、町長、自分の頭の中でありますか。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

公共施設については、日常点検や各種法令に基づく定期的な点検、あるいは機械設備の管理業務等の 実施により適正な施設管理に努めております。点検等により判明いたしました不良箇所につきましては、 不良箇所の程度や範囲、または緊急性の有無などの状況を踏まえ、修繕を実施しております。また、耐 用年数を迎える施設につきましては、建て替え等の検討を行います。公共施設の管理につきましては、 引き続き、施設の安全確保を図るとともに、各施設に適した維持管理を行えるよう努めてまいります。 以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。
- ○9番【勝山修輔君】 ちょっと具体的な話をしますと、今現在、子育て支援センターがあります。そこに、建物は元保育園でしたから、どのぐらいの平米数あるかは知りませんが、2棟建ってます。その2棟のうちの1棟の半分が、子育て支援センターという名前で変わっています。残りの建物は、私は表からしか見られないので、まるで廃墟のような倉庫です。それも町の建物ですよね。違いますか、町長。答弁をお願いします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 子育て支援センターにつきましては、旧上三川保育所を改修いたしまして使っているところでございますけども、南側建物をですね、子育て支援センターとして活用して、北側の建物については、若干の物置程度という形で今は使わせていただいております。というのも、仮に北のほうもですね、本格的に改修をしてということになりますと、相応のまた費用もかかるというようなこともございますので、それよりは、今のところでは、南側で施設的には十分ということで南側を使っているという状況でございます。また、ご案内のとおり、この子育て支援センターについては老朽化が著しいということで、建て替え整備が従前から検討されているところでございますので、そういった施設について、さらに多額の費用をつぎ込むと、つぎ込んで何か使いようがあるのであれば別ですけども、現時点では、そのようなものではございませんので、若干の修繕に修理を加えながら使っているという状況でございます。

○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 副町長が一生懸命答弁してくれてるんですが、そこは子育で支援センターの前は保育園でした。それをどこかの幼稚園がやるために建てて、子育で支援センターにしたんですね。そのしたときには全部使えたんですよ。使えたものを、行政が何の手も加えずに空家同然にしてきてですね、今度はそれを使うようにするのには多額な費用がかかるんだという答弁でした。そうなる前に、町の資産なんですから、ならないようにするのがあなた方じゃないんですか。それをぶん投げておいて、何も手を加えないで、それで今度はお金がかかるから、仮設施設を造って職員を移動させるんだという答弁じゃあ、話がおかしくないですか。もともとあの建物は、町民の税金で建てた建物です。土地もそうです。それを使わなくしてたのはあなた方です。それを直すのに費用がかかるから新しく造るんだというのは、支離滅裂な答弁じゃないんですか。どうなんでしょうか。もともとそれが使えるように使ってるのが当たり前なんじゃないですか。と私は思うんですが、どうですか。町長の答弁ですよ、これは。○議長【石﨑幸寛君】 星野町長。

○町長【星野光利君】 まずですね、子育て支援センターを開所するために、あそこに民間の業者に保育所を造ってもらったわけではございません。それはまず明確に申し上げたいと思います。あそこの建物が空いているので、そこを子育て支援センターに入っていただきました。子育て支援センターの今の事業でその2棟全部を使わなくても、十分今の活動が、事業が進んでいますので、使う予定がないところに、これも税金をつぎ込んで改修をずっと続けているということは、やはりこれも税金の無駄遣いというふうに考えられると思います。なお、今回の庁舎の改修によって、仮設の庁舎を今の子育て支援センターの北館に持っていくとしてもですね、規模がやはり全然違いますので、電気工事、設備工事などをすると、ワンフロアをどこかに移動させないと工事的には大変難しいものがあります。一つの課だけだったら移動できるかもしれませんが、ワンフロアということになりますと、今の子育て支援センターで使ってる建物では到底補い切れませんので、今までの利用状況、利用する目的がなかったものに、我々は当然そこには投資をしない。そして、これから利用しようとしているもの、要するに仮設の庁舎としては手狭でそこでは補えないため、中央公民館を利用すると、そういうことになっております。

#### ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、中央公民館に全部のフロアが行けるから中央公民館を使うんだと。個別に各課が別々になることは、何か不条理なことでもあるんでしょうか。それじゃあ、私、改めて聞きますが、保育園が造ったので空いたから、ここを子育てセンターにしたんですよという答弁です。じゃあ、今、今度新しく造る子育て支援センターは、どうして必要としたんですか。それじゃあ言ってること矛盾しませんか。保育園の間の1区画だけが子育て支援センターに使えるから使ったんだと。他は使わないからそのままにしてたんだ。今度は子育て支援センターを生涯学習館と一緒にして建てるからそういうことになったんだということを言うからですね、じゃあ、水道課だけここへ行ってくださいとか、それにどれだけの施設がかかるんだということです。じゃあ、改善センターの使ってない調理室や何か、会議室がたくさんあります。そこへどこかの課が行きましたと。何も理不尽じゃないでしょう。じゃあ、中央公民館に何課と何課が行きました。いいんじゃないんですか。私の言ってるのは、そういうふうなことをして、分散をしてですね、だからといって、私は、今、町長、子育て支援センターと生

涯学習館を造るなと言ってるんじゃない。時期が悪いだろうと言ってるんです。こんな物価高のところに、町民に払っていくんですよということが言うのはおかしいじゃないか、ちょっと。だからやらなきゃいけないなら、やってもいいんですが、もっと情勢がよくなってからだということ。それまでに庁舎の解体があるとするなら、そういうところを使って無駄のないようにするべきじゃないかということで今質問してるつもりなんです。あなた方は、今の答弁を聞いてると、そっくりワンフロアを中央公民館にやるために、中央公民館をこっちに持ってくるから、20億かかると思うけど、今造りたいんだということになっちゃうんじゃないんですか。違いますかね。それは違うんじゃないですか。それは後出しじゃんけんみたいなもんでしょうというんですよ。普段からしてそういうことを行政がやってくれば、そういうことはなかったんじゃないか。私はそう思ってるんですね。ですから、自分たちの名誉や虚栄で町民に負担をかけるのはやめてくださいと。誰が言ったって箱物はいいんですよと言ってんです。最後までどうしても建てたいというなら、私もどうしても反対していきたいと思ってます。一言言っておきますが、建てちゃ駄目よと言ってんじゃないんですよ。今じゃないんじゃないでしょうと。この物価高で、脱炭素だとか、石油がこんだけ上がっただとかというときじゃないんじゃないですか。それでも町民に負担をかけるんだということなら、どうぞおやりください。私はできる限りの反対はしたいと思って、私の答弁はこれで終わりにしたい。

## ○議長【石﨑幸寛君】 星野町長。

○町長【星野光利君】 課を分散させる、させない、そういったこともですね、どこに持っていくかということも、当然、セキュリティーとかそういったところを十分加味した上で持っていかなきゃなりません。それでワンフロアっていいますのは、電気工事なり、設備工事なり、そうすると、例えば2階で考えれば、総務課だけを工事して、それが終わってから、次、企画課だけを工事するとかというふうな形は、実際仕切りとか何かをしても、問題が多くて、手戻りも多くて、工事費はかなり割高になりますし、実際、電線一本で通していくわけですから、その電線をぶつ切り、ぶつ切りにしていくという、そういうふうな工事になってしまいますので、現実にはそれはかなり無理がある。そういうことでワンフロアをどこかに移動しなきゃならないということです。ですから、ワンフロアが行けるところが中央公民館ということです。他の施設は、図書館にせよ、他の施設にせよ、学校施設にせよ、今現在使ってますので、そこを使わせないようにして我々が移動するということは到底難しいことですので、今そういうふうに空いた中央公民館にワンフロアずつ移動すると、そういう計画でございます。

# ○議長【石﨑幸寛君】 勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 やめようと思ったんで、そういうことを言っちゃ駄目だよ。ワンフロアをぶつ切りにしろなんていう話はしてません。 3階なら 3階全部をばらばらに移動させたらどうですかっていうだけの話。セキュリティーの問題があるなら、セキュリティーの問題がある。 4階が終わったから 3階にしたんだよっていったら、 3階に 2階を上げるとかっていう創意工夫の話をしてるんです。何もそれを、総務課が終わったら、何課だ、何課だっていってる話をしてません。 2階全部やるなら、 2階全部やるのが当たり前ですよ、こんなものは。 2階にある各課を別々にしてもいいんじゃないですかと言ってるだけなんです。よしんば、上からやりますか、下からやりますか、分かりませんが、 3階を全部移動させてやりました。そしたら 2階をそっくり上に上げれば 2階ができるんじゃないかというのが私

の論議なんですよ。 2階が終わりました。 1階を全部上げましょうということなんですよ。それをあなた方は、あっちへ分散しちゃいけない、こっちへ分散しちゃ、\*\*\*\*\*。一つの課が一つのところへ行って、何か理不尽なことでも、不便なことでもありますか。私の言ってるのはそういうことなんですよ。そういう創意工夫がなくて、ただ中央公民館をがらっと空けて、全部町の希望の1階を行くんだと。だから金がかかるんだと。だからここに建てるんだと。それじゃあ論議じゃないじゃないか。でしょう。

- ○議長【石﨑幸寛君】 勝山議員に申し上げますが、議会の品格を落とさないように。今、生意気だと 言ったのは取り消してください。
- ○9番【勝山修輔君】 はい。
- ○議長【石﨑幸寛君】 その他、2か所ほど不穏当だと思う……。
- ○9番【勝山修輔君】 じゃあ、それは取り消します。言ってください。
- ○議長【石﨑幸寛君】 和田副町長。
- ○副町長【和田裕二君】 今のご質問にお答えしたいんですが、2階が終わったから、1階から2階に移すとか、3階が終わったから、2階から3階に移すとか、そういうことは当然工夫として考えております。ですから、中央公民館に仮事務所、持っていく課をそのたびに変えるとかというよりは、そういうふうな形で、2階、終わったところにまた移動するというような工夫は当然考えておりますので、ご理解ください。

以上でございます。

○議長【石﨑幸寛君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後1時57分 再開

○議長【石﨑幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石﨑幸寛君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、6番・志鳥勝則君の発言を許します。6番、志鳥勝則君。

(6番 志鳥勝則君 登壇)

○6番【志鳥勝則君】 発言の許可を得ましたので、ただいまから私の質問に入らせていただきます。 なお、前任者の飛沫が拡散してる中での質問なもんですから、極力飛沫を飛ばさないように質問したい と思います。

まず第1点目の、町道の整備について。町道4-366号線、上三川病院に隣接する町道、旧県道ですね。の道路改良計画の進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町道4-366号線は、町の中心市街地を走る県道宇都宮結城線のマルニ会館前交差点から東へ新上 三川病院を経由し、県道真岡上三川線の桃畑交差点までの延長約1.5キロメートルの路線であります。 そのうち、歩道の未整備区間の一部である県道下岡本上三川線との交差点から新上三川病院までの 約240メートルにつきましては、病院へ徒歩で通勤する職員や、真岡方面へ自転車で通学する高校生 の安全な通行空間を確保するため、優先的に事業化した区間であります。事業の進捗状況につきまして は、令和2年度に測量設計、今年度は用地物件調査、境界確認が終了し、現在、用地買収、物件補償の 交渉を進めているところでございます。今後につきましては、来年度から工事に着手し、早期完成を目 指してまいります。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 この道路の通勤時間帯、朝だと8前後ですか。夕方薄暗くなってからの上三川病院職員の退勤時間、あるいは高校生が帰ってくるとき、特に朝見かけたのは、真岡のほうから来る車、バスですね。それと石橋方面から来るバスが、信号機から上三川病院のところまでの間で擦れ違うんですよ。幅員の狭いところで擦れ違って、道路の南側には上三川病院職員の徒歩の通勤、そして高校生が自転車で真岡のほうに向かっていく。こういった状況を見たときに、極めて危険だなというふうに感じました。そこでお伺いいたしますけども、整備するということで、歩道の整備なんですけども、歩道は自転車、歩行者、どちらも通過可能な道路なのか。それと、歩道は道路のどちら側に、南側か北側か、どちら側にできるのか、お伺いいたします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 神山都市建設課長。
- ○都市建設課長【神山雅行君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、今回の路線の工事につきましては、歩道を設置する工事を計画して進めているところでございます。計画の幅員についてご説明する前に、現況がどのようになっているかご説明いたしますと、今回整備をする区間、下岡本上三川線、県道からですね、上三川病院に至る区間は全体の幅員で約9メートル。構成で言いますと、車道が6.5メートルで、北側に1.5メートルの路肩、南側には同様に路肩が1メートルあるような状況でございます。整備の内容につきましては、車道の幅員といたしますと、同じ上下線でそれぞれ3.25メートルで合計6.5メートルの歩道、それぞれに路肩が1メートルずつつきます。歩道は、北側に2.5メートルの歩道を設置する計画でございます。議員お尋ねの、歩行者と自転車の通行帯につきましてですが、あくまで歩道は歩行者向けのもので考えてございまして、自転車につきましては、路肩部の1.0メートル区間を自転車通行帯として使うような格好で考えているところでございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 ちょっと私思うんですけども、これから造る道路、歩道つきということで、自 転車が車道を走るような状況をつくり出すというのは、ちょっと今せっかく整備するんだから、物足り ないんじゃないかと。歩道を自転車と歩行者が同時に通れるような、そういった道路改良整備をできれ ばなと思うんですけども、この辺のところ、どのように思いますか。

- ○議長【石﨑幸寛君】 神山都市建設課長。
- ○都市建設課長【神山雅行君】 こういった道路の最近の計画につきましては、当然ながら、車、自転車、歩行者の各通行量を加味して、それぞれの幅員等を決定してございます。こちらの路線につきましては、先ほど町長からの答弁にありましたとおり、昨年度、詳細設計を済ませて、今それに合わせまして用地のほうの立会い等を済ませているわけでございますが、現在の計画幅員につきましては、そういった交通量を加味した計画として立てているところでございますので、今のところ、先ほどご説明した幅員構成を変更する予定はございません。

以上でございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 私自身としてですね、せっかく造るんですから、自転車も歩行者も通れるような2.5メートル以上の歩道整備にしていただくのが一番いいのかなというふうに思ってます。ちなみにですね、この240メートル区間の道路整備事業費は、どういった財源を元にやるのか。それと、用地買収も含めて総工事費は幾らぐらいかかるのか、お伺いいたします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 神山都市建設課長。
- ○都市建設課長【神山雅行君】 今のご質問にお答えいたします。 こちらの区間の事業費につきましては、今のところ、全体で1億3,000万円程度を見ております。 以上でございます。
- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
  - ちょっと待ってください。
- ○都市建設課長【神山雅行君】 済みません。あと財源につきましてですが、当初、昨年度実施しました、先ほどご説明しました設計業務につきましては、町の単独費で対応いたしました。今年度からは交付金を導入いたしまして対応している状況でございます。

以上でございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 ちなみに、総事業費に対する一般財源の持ち出し、それと交付金は幾らになるのか、その補助率はどの程度になっているのか、お伺いいたします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 神山都市建設課長。
- ○都市建設課長【神山雅行君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました 1 億 3 , 0 0 0 万の事業費に対しまして、現在の交付金のですね、補助率が 5 5 % でございますので、掛けますと、国の分が 1 億 3 , 0 0 0 万のうちの 5 5 % で 7 , 1 5 0 万、差引き 5 , 8 5 0 万が町の負担ということになります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 分かりました。よく町内、上三川病院のあの通りを熟知している人たちの話を聞くと、「いつやるんだい」、そういうふうな話をよく聞きます。そして、「よく事故がなくて済んでるよな」、「事故がないのが不思議なくらいだ」というふうな話もしてます。そういった話も聞いてる

んで、私も、1年くらい前になりますけども、通勤帯にはどうなってるんだろうと。薄暗くなってからの下校時間、あるいは退勤時間はどうなってるんだろうと見に行ったときに、やっぱりこれじゃ危ないよなと。特に私なんか、乱視が入って眼鏡かけてるもんですから、近くに行ってからじゃないと人が歩いてるのに気がつかないような状況下にあるんですよ。夜、あるいは雨が降ったときには、気をつけて運転をするように心がけてるんですけども、せっかく今聞いたような事業計画があるということであるならば、速やかに工事に入って、早期完了を目指していただければと思います。よろしくお願いします。

次に第2点目、町道の未登記道路について。道路として利用されていながら、いまだに町に名義変更がされていない、いわゆる未登記道路について現状はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町が管理する道路の中には、様々な事情により所有権が移転されず、一部で個人名義の土地があると 認識しております。現在は、地権者などから相談を受けたものについては、随時、登記事務処理を行っ ております。また、地籍調査により判明したものについても、登記事務処理を行っております。今後も、 未登記道路につきましては、引き続き地元関係者の協力を頂きながら整理を進めてまいりたいと考えて おります。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 今の町長の答弁だと、こうした道路になっているのにも関わらず、町が名義変更しなかったために個人名義になっている土地があると。問題はそこで、十分町が認識してると思うんですけども、今、町長の答弁があったんですけども、本人からの申出と地籍調査をして気がついたところに対して対応してるということなんですけども、ちょっとこれは対応が足らないんじゃないかと思うんですけども、町長、どう思いますか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 神山都市建設課長。

(発言する者あり)

- ○議長【石﨑幸寛君】 じゃあ、質問を変えてください。手を挙げたら指名したんですよ。どうしますか。質問やめますか。変えますか。
- ○6番【志鳥勝則君】 議会のときに、町長にというようなことで、町長は答えないで和田副町長が答えてたと経緯があるんで、せっかくですから、ここで質問はやめないですけども、私が未登記道路に対して町の対応がちょっと甘いんじゃないかというふうに言ったんですけども、じゃあ、大丈夫です。答えてください。
- ○議長【石﨑幸寛君】 神山都市建設課長。
- ○都市建設課長【神山雅行君】 申し訳ございませんでした。ただいまのご質問にお答えいたします。 先ほど町長の答弁にありました、地権者からの相談または地籍調査により判明したものについての対応で、町の対応が遅いのではないかというところかと思いますけれども、町としましては、限られた人員、限られた予算の中で各種事務に対応している中、こちら未登記につきましても、案件が出てくれば

即座に対応している状況でございますので、その辺の人員、また財政的な状況を加味していただけたら と思います。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 町の職員が足らない。人件費、いわゆる人手不足だというふうな答弁でございますけども、この未登記道路については、上三川町が、もう過去10年、20年、30年、35年以前から道路改良事業というのをやってるわけですよ。何らかの理由で登記ができない。登記ができないというと、個人名義にいまだになっている。この土地について地権者は、当然代替わりは中ではしてるんでしょうけども、知らないがうちに固定資産税というものを何十年も払ってるという状況なもんですから、こういった地権者に対して負担をかけないがためにも、こういったものは、町の人材、人手不足というのを理由にしないで、積極的に地権者に迷惑をかけないように調査して解消していく必要があるんじゃないかと思うんですけども、そういった考え方、町長、どう思いますか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 星野町長。
- ○町長【星野光利君】 未登記の道路があるということに関しては、現実に実在しますので、これをよ しとしているわけではございません。先ほど申し上げましたように、それが分かった時点では、速やか に未登記の解消に努めてまいります。
- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 分かった時点でって言いますけども、道路拡幅に協力した地権者は、知らないうちにいつまでも税金が課せられているんですよ。もう10年、20年、30年って。そうした中で、私が思うのは、本人からの申出があったとき、これは当然ですよ。そして、地籍調査に基づいて判明したとき、これも当然ですよ。町が積極的にこういったものの解消に携わると、取り組むというふうなときには、都市建設課が備えている道路台帳、これを過去に振り返って現在まで見てみる。それと、工事台帳というのが、都市建設課が備えていますから、工事台帳を振り返って、それと用地取得のときの契約書は永久保存ですから、そういったものを振り返って積極的にこの問題の解消に取り組むという、そして地権者に余計な税金を納めさせないというふうなこと。こういった努力をするつもりはありませんか、町長。
- ○議長【石﨑幸寛君】 星野町長。
- ○町長【星野光利君】 先ほど申し上げましたとおり、全てがといいますか、様々な理由があってこういうふうになったというふうに、私のほうには報告を受けておりますので、その一つ一つの案件にどういうふうに対応していくか。一つ一つ細かく対応していくわけですが、いずれにいたしましても、このような状況でよしとしているわけではございませんので、解消に向けては今後とも努力してまいります。
- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 様々なということで報告を受けているということですが、様々とはどういった ものですか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 星野町長。
- ○町長【星野光利君】 様々というふうに、様々という言葉で報告を受けています。

○議長【石﨑幸寛君】 手を挙げてください。志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 そう言われればそうかもしれないですけど、ちょっとあれですね。様々なんていう言葉を上手に使ってますよね。それでですね、上三川町条例の事務分掌規則を読むと、都市建設課管理係、水路の境界確認に関すること、道路及び河川事業に関わる用地取得の物件の補償に関すること、そして、道路用地の登記に関することって書いてあるんですよ。こういったことが書いてあるんで、条例どおり、事務分掌規則どおりにやれば、そういった未登記道路は、道路台帳や当時の契約書を見ると発見できるわけですから、余計な税金を納めている町民に対して、早急にそういったものを解決するという努力はしないんですか。もう1回お聞きします。

### ○議長【石﨑幸寛君】 神山都市建設課長。

○都市建設課長【神山雅行君】 ただいま議員からご質問がありました点でございますけれども、確かに事務分掌といたしますと、私が所属いたします都市建設課管理係に登記の事務があるところは間違いないところでございます。先ほど町長の答弁の中で、様々というところ、私どもからご説明した中でそういった言葉を使ったところでございますが、これまでの経過の中で、地元の地権者の方がですね、道路を造ることによりまして利益を被る受益者となることで、土地については寄附をしていただいて道路を造る。そのときに、その後の事務処理として本来は登記をするべきところ、そのままになってしまっているような案件、または、場所によりましては、工事の施工承諾ということで現場を進めた。そのときにやはり登記事務を怠っていたというような案件、様々、それは現場、現場で異なる事情があるかと思います。先ほど町長が答弁申し上げましたとおり、今後はですね、そういった課題を早急に解決できますよう検討してまいりたいと思います。

あと、先ほど議員のほうから、課税の件が出ておりましたが、全ての未登記道路につきまして課税されているわけではございませんで、現況ですね、道路ということで地目等がなっているところについては、課税されていない箇所等もございますので、その辺も併せまして、今後整理をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

#### ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 ネットで引いたんですけども、未登記土地の事務処理要領ということで、これは埼玉県の県道整備部所管で定めている事務取扱要綱なんですけども、道路敷地内に存する未登記道路、これにはどういうふうに対応しているかというと、工事台帳とか道路台帳とか、そういったものを調べながら未登記道路を把握して、積極的に解消に向けて動いているというような、これは埼玉県だけじゃなくて、他の県、他の自治体でもやってますけども、そういった問題を、課税分筆してですね、現況が道路ということであれば、それは課税は免れる、課税はしないということでありますけども、それは当然のことであって、そうなってない部分もあるんじゃないですか。そっちのほうが多いかと思います。地権者から言わせれば、自分の宅地が道路にかかってて、分筆されてない。こういった状況をせがれの代まで残したくない。せがれが知らなければ孫の代にまでなってしまう。こういうことがあるわけですよ。未登記道路が、課税分筆して課税免除になってればいいですけども、以前は、保険税にも資産割と

いうのがあったんですよ。資産割を賦課されながら、そこへ所得割の保険税とか、そういったものを含めて何年も払ってる人がいるかと思います。こういうふうな人に対して、積極的に町は、事務分掌規則にのっとって、1日2時間ずつ残業をやれば、これに向けての残業をやれば、1年かければ、発見できて解消できるんじゃないですか。何ら負担にならないと思います。こういった努力をするというふうな答えを私はもらいたかったんですけども、そういった答えを、今からでもいいから、もらえないですかね。

- ○議長【石﨑幸寛君】 神山都市建設課長。
- ○都市建設課長【神山雅行君】 ただいまのご質問に対しましてお答えいたします。

他の自治体もですね、これは他県、あとは栃木県または県内の各自治体も、こういった未登記の案件を抱えているという状況があるというふうに、私、認識しております。先ほど例に出されました埼玉県の事例、または県内の各自治体の取組の事例などをですね、参考に、町としての取組、どういったものがいいのか、そういった指定まで含めまして、今後、検討してまいりたいと考えます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 多方面から見て、そういった努力もしてもらいたいと思います。今、私は、都市建設課の未登記道路の登記についてのみ話してますけども、結局、未登記道路に対する町民の負担というのは、税金ということに振り返ってくるわけですよ。小さなお金かと思うんですけども。先々は、相続のときにこんな土地があったのかということで、また問題になって、それが代が過ぎれば、相続に対して相続権のある人がどんどん減っていくと。これを放っておけば、町の仕事が増えていくっていうことなんです。それと、課税側にとってもなんですけども、今、私がここで未登記道路の問題についてお話ししました。2年くらい前に、ある地権者が未登記道路について事を起こしたときに、税務課と都市建設課の職員が同時に行ったかどうか分かんないですけども、その人の土地は、いわゆる課税分筆、地籍登記簿上の分筆じゃなくて、課税上の分筆、道路にかかってる部分を分筆して、税金は免除しましょうということ。そういった道路があるということは税務課も把握してるんですから、そういった道路に対していつまでも税金をかけるということも、心苦しい立場にあるんじゃないかと思うんで、都市建設課と税務課とで共同してやってください。そうすれば倍の力になりますから、早いとこけりがつくんじゃないかと思いますけども、税務課長、どう思いますか。
- ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。
- ○税務課長【海老原昌幸君】 固定資産税、課税につきましては、基本的に登記上の所有者に対して原則一筆ごとという形で、その土地の全体の状況によって課税しているというのがまず一つ原則がございます。例外としまして、今、議員おっしゃってるように、課税分筆ですね。一筆の土地が相当規模、二つ以上の全く別な用途に利用されているときには、これらの利用状況に応じて区分して、それぞれ地目を定めているところでございます。未登記道路につきましては、現在、所有者からの申出によりまして、道路部分の地積、面積ですね。そちらの確認できる書類と申請書を提出していただきまして、現況を確認した後、翌年度より非課税とするところでございます。なおですね、何らかの理由によりまして、例えば、登記簿上の所有者の所有権、町などの名義に所有権移転がされていない土地、そういったものが、

もし、あれば、例えば、町などとの売買契約書、そういったものが過去より現在まで道路だったという、 そういった確認できる書類があれば、課税誤りということで認定できれば、現年度を含めて最大10年 間還付するということで現在規定されておりますので、そういった解消に向けては、税務課としても、 そういったことがありますので、課税分、そういった未登記道路の解消に向けて検討はしてまいりたい と考えております。

- ○議長【石﨑幸寛君】 都市建設課とタイアップできるかっていう質問でしたよね。今のでいいですか。志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 こういった未登記道路については、町がつくった原因が、ほぼ登記上の未登記で登記されなくて、工事施工承認をもらいながらやった部分もあるかと思うんですけども、町がつくった原因ですから、私がさっき言ったように、手が足りなければ、残業を1時間でも2時間でもやって早急に解決したいと。そして、そういった土地に税金をかけてる税務課としても、書類があればということだけじゃなくて、町がつくった原因なんで、町民に負担をかけないように、積極的にこれに取り組むという考えがあるかどうかっていうふうな質問だったんですよ、税務課長。
- ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。
- ○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

都市建設課とのですね、そういった情報の共有、そういったものもしながらですね、都市建設課、税 務課それぞれの業務について行っていくという形なので、情報を共有しながら取り組んでいきたいと考 えております。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 そうですよね。情報の共有というのは必要だと思うんですよ。こんなことを言ったんじゃ失礼かと思うんですけども、課内の事務分掌で与えられた仕事、自分の四角い机の範囲内の仕事で事を終わらせないように、情報の共有をしながら取り組んでいくということがこれからは大事なことだと思うんですけども、この未登記道路についての対応は、今後ともひとつよろしくお願いします。次の3点目の質問ですけども、令和4年度の行政財源の確保について。コロナ禍で財源の確保が十分に見込まれない中、一般財源の最たるものである町税の財源確保の、いわゆる税金を集めるという努力はどうなっているのか。また、行っているのか。また、令和4年度の税収はどのように見込んでいるのか、お伺いいたします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

税は町財政の根幹をなすものであり、町税収入の確保は極めて重要な課題でございます。まず、課税事務に当たっては、関係法令に基づき、課税客体の把握について十分な調査を行い、賦課漏れ等のないように対応しているところでございます。また、徴収事務においては、納期内納付を促すため、口座振替、コンビニ収納を推進するとともに、納期限を過ぎても納付がなく、納税相談もない場合は、差押え等、滞納処分を行うことにより町税収入の確保に努めております。令和4年度の税収見込みにつきましては、現在予算編成作業中でありますが、予算積算に当たっては、本年度の調定額を基に、内閣府の経

済月例報告における企業収益や雇用情勢の状況などを踏まえた今後の経済状況や税制改正による影響等を勘案して編成してまいりたいと考えておりますが、大きな経済状況の変化や税制改正による影響がなければ、現時点での試算では、本年度の当初予算額を上回る見込みでございます。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 今の町長の答弁の中で、課税客体の積極的な把握とかっていう言葉がありましたけども、コロナ禍においてどうしてるかというふうな私の質問なもんですから、課税客体の把握を積極的にしている。これはどのように行っているのか、お伺いいたします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。
- ○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

課税客体の把握といたしましては、例えば個人町民税であればですね、未申告者の方への申告の勧奨ですね。昨年、今年とコロナ禍でございますので、基本的には、文書によって、通知によってですね、催告、そうですね、勧奨をしておるところでございます。また、法人につきましては、未申告法人への申告勧奨であったり、無届け法人把握としましては、インターネット等を活用しながらの法人情報の収集とか、そういった情報を得ながらですね、現地調査あるいは宇都宮県税事務所との情報交換を行いながら、引き続き、申告がない法人には、三税連携の下、情報を共有し合って実態把握に努めているところでございます。

以上でございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 今、税務課全体でですね、以前は税務課全体でお盆の頃と暮れの頃に、2人1 組になって滞納整理というのを3日間くらいやったかと思うんですけども、こうしたコロナ禍において 財源が不足するという中、滞納整理の形が変わってきた。取ろうとして年4回やるとか、あるいは3回 とか4回とか5回とか、そういった徴税努力というのはしてるのかどうか、お伺いします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。
- ○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

以前はですね、夏、冬、そういった特別的な強化月間ということで、時期を限って臨戸訪問、そういったところはしておりました。昨年はコロナ禍で、今もそうなんですけれども、ということでございましたので、昨年は基本的に訪問というのは自粛しまして、文書での催告に切り替えて、強化月間プラス、それぞれの各期ごとにですね、期別ごとに催告等を行っております。今年につきましては、夏場、税務課で強化月間ということで臨戸訪問を実施したところでございます。冬場につきましては、文書催告を12月にですね、予定しているところでございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 コロナ禍ということで、訪問して税金を督促するというのもなかなかやりづら い状況下にあるかと思うんですけども、現地に出向いて、本人とこに出向いて徴収することができない 反面、何かもっと方策を考えて、あるいは、例えばですね、固定資産という資産がありながら、税金の

滞納があって、結果的には不納欠損になっちゃったと。固定資産があるんだから、差押えすれば、それを換価すればいいんじゃないかというようなことなんですけども、不納欠損処分する中で、不動産を所有してる納税者というのは、大体でいいですけど、どれくらいいるんですか。

- ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。
- ○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

令和2年度の決算でございますけれども、不納欠損、固定資産税につきましては107人でございます。

以上でございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 固定資産税を持っていながら、換価できる資産がある。こういった人たちに課せられた税金が不納欠損になっちゃうというのは、一般の人から見ると、おかしいかなと思うんですけども、私もあんまり強くは言えないですけどね。この辺のところ、差押えなんかしてた経緯はあるんですか。この107人の中では。
- ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。
- ○税務課長【海老原昌幸君】 不納欠損につきましては、基本的には、滞納案件につきましては、督促、催告を行いながら、納付がない方、そういった方に対しては財産調査を実施いたします。その際に、それによって個々の担税力を把握しているところでございます。その上で、例えば納税相談につながっているケース、そちらについては、納税指導を行いながら、早めの完納に向けて徴収努力はしているところでございます。しかしながら、督促、催告、そういった徴収努力を続けているものの、財産調査の結果、例えば、固定資産税が課税されていても、現時点では固定資産、物件を持っていないといったケースも中にはありますし、あとは、例えばですね、その不動産について、町よりも優先される債権、そういったものがあれば、町のほうも差押えすることができませんので、そういった物件も中にはございます。また、そういった不納欠損の中には、滞納者の方が亡くなっていたりとか、亡くなっていて相続人がいないようなケース。あとは、基本的には事業廃止、そういったことで不動産、実際はですね、そういったいろいろな調査をしながら、差押え物件が現状見つからないといった、そういったいろいろな理由によりまして、不納欠損ということで迎えたものがほとんどかと思います。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 それなりに努力してるということが分かりました。コロナ禍において景気が停滞してる。そうした中で財源の確保が難しい。一番財源の確保がしやすいのは、滞納者に対する税金の徴収強化ということが一番手っ取り早いかなというふうに思います。生活に困窮してる人からの税金を無理やり取るということは、これは非人道的な形になっちゃうかと思うんですけども、滞納者の生活を見極めながら、ある程度は厳しく徴収していく必要があるんじゃないかなと思います。それと、先ほど法人の話が出ましたけども、国税なんかでもよく口に出してますけど、稼働無申告法人、これらに対する実態調査はどのように行っているのか、お伺いいたします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 稼働無申告法人の把握について、国税、県税ともに重要な課題だと認識しております。そちらにつきましては、国税、県税それぞれも関わってきますので、そちらとの情報共有ですかね、に努めているところでございますし、先ほどですね、情報収集に当たっては、インターネット、そういったところで法人登録されてるのかなと、そういったところも情報を入手しているところでありますし、また、そういった情報があれば、現地調査、そういったことも確認はしているところでございます。

## ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 もう少し、ここで言いたいのは、情報提供があった場合じゃなくて、情報を自 ら求めて、果たしてこれが町の法人の台帳に登録されているかいないか。もし、登録されてなかった場 合には、積極的にその事務所へ行って、法人の申告をするようにということも必要だと思います。例え ば、今まで看板がなかったのに、看板が立ってると。この会社は町に法人設立届を出してるのか、出し てないのかなと。看板一つでも把握できるわけですよ。これは一つの例としてですけども、税金の法人 の届出がないんですけど、どうしたんですかという話が以前ありました。そしたらば、役場の指定管理 者となって役場で仕事をもらってやってるのに、私らも税金を納める必要があるんですか、申告する必 要があるんですかっていう指定管理者がいました。それと同じような話。大阪の松阪市ですか、には、 一つの建物を管理してながら、本の貸出しをやっといて、そちらに電話したらば、私ら、申告いただい てますよ。そこへ電話したらば、役場の仕事をもらってんのに申告しなくちゃならないんですか。 よく 本社に聞いて、担当税理士と相談してくださいよと。松阪市の職員はこう言いました。言わなくちゃ申 告しねえからねと言ったほうがいいですよ。こういうような答えなんですよ。だから、役場から仕事を もらって請け負ってる親戚の会社であろうとも、会社がそのような状況なんで、そういったものを現地 調査、いわゆる5年前の電話帳と5年後の新しい電話帳、あるいは住宅地図、5年前の、現在の新しい 住宅地図、これを見開いていけば、追加されてる会社が多分ありますから、かなり。それを拾い出して、 役場のタスクの中に入ってる法人情報とチェックして、名前がなかったらば催促するというような手法 もあるわけなんで、情報は入ってきたらじゃなくて、情報は積極的に求めて、財源確保に努めていただ きたいと思います。

それとですね、昨日の議案の提案で、都市計画税が令和4年度は100分の0.165、令和5年度が100分の0.145となって、税率が下がったということは町民にとっては喜ばしいことでありますけども、この財源がどれくらい減って、減った分、何で補おうと思ってやってるんですか。お伺いいたします。

# ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。

○税務課長【海老原昌幸君】 申し訳ございません。今、手元にですね、資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。令和4年度と令和5年度の見込みということでよろしいでしょうか。

#### ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。

○6番【志鳥勝則君】 令和4年度と令和5年度で都市計画税の税率を下げましたよね。というと、都 市計画税が入ってくるお金が、財源が少なくなるわけですよ。これらを何か補うような措置でも、何か 考えはあるのか。例えば徴収努力をするとか。財源の減った分を何かで求めようとする徴収努力はして いるのかどうか。何か考えはあるのかということです。

- ○議長【石﨑幸寛君】 海老原税務課長。
- ○税務課長【海老原昌幸君】 ただいまの質問についてお答えいたします。

令和4年度並びに令和5年度、特例税率を設けまして、令和3年度から比べると税率を引き下げて、 皆様のご負担は減ってございます。減る形になります。財源が減った分につきましては、一般財源から 賄う形になっております。

以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 枝企画課長。
- ○企画課長【枝 博信君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

都市計画税につきましては、昨日もお話あったかと思うんですけど、今までの都市計画事業に対する 公債費でございます。借金のほうの返済、これが令和4年度、5年度に、だんだん借金の金額が減って くるよということでございます。それに併せまして税金のほうも下げていくということで、今回、都市 計画税のほうも下げたというような状況でございます。ですから、全てが税金で賄ってるんでなくて、 多少の一般財源はプラスした中で公債費のほうの返済、これは行ってございますが、それが金額のほう が減るということに併せまして、今回、税率のほうを下げたということでございます。

以上でございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 志鳥勝則君。
- ○6番【志鳥勝則君】 税率を下げて、都市計画税の財源が減った分だけ返していくお金も減ったというふうなことでよろしいんですね。分かりました。私、土木費を削ったり、農業費を削ったりするんかなと思っちゃったもんですから、ちょっとそこまで頭が回らなかったもんですから、失礼しました。いずれにしろですね、こういったコロナ禍で財源の確保が厳しいということ。まず、手っ取り早いのは、滞納、いわゆる不納欠損処分等の金額をできるだけ少なくするというのが、何ら予算をかけない財源の確保じゃないかと思います。今後ますます新しい株ができてきましたので、それに影響を受けないよう、しっかりした財政計画を立てながら町政運営を行っていってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長【石﨑幸寛君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。3時5分から始めます。 午後2時51分 休憩

午後3時02分 再開

○議長【石﨑幸寛君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【石﨑幸寛君】 6番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、10番・田村 稔 君の発言を許します。10番、田村 稔君。

(10番 田村 稔君 登壇)

○10番【田村 稔君】 通告順に従いまして質問させていただきます。明確な質問をいたしますので、

執行部の明確なる答弁をお願いいたします。

1番、令和4年度予算編成について。令和4年度予算編成。喫緊の施策、農、商、工経済活性化、少子高齢化対策、新規事業者等ですね。本年、衆議院選挙がありましたので、8月末のシーリング、その他、また12月、クリスマスに向けて国の予算執行状況等、県等を通じて、また、本町としても様々な調査、次年度の予算編成については、執行部一丸となって取り組んでいる最中と思いますが、主な目玉等、ご答弁をお願いいたします。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

国の経済財政運営と改革の基本方針2021においては、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速することとし、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進し、力強い成長を実現することが示されました。さらに、相次ぐ気象災害、インフラ老朽化等の国家危機に打ち勝ち、国民の命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を推進し、災害に屈しない国土づくりを進めるとされております。

令和4年度当初予算編成につきましては、現在、各課の予算要求に対して査定作業中でございますので、個々の事業の予算計上の状況は答弁を控えさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症対策の継続を想定すると同時に、収束後を見越して、これら国、県の各種対策等と連動した取組や、ポストコロナを見据えた施策を考えております。また、上三川町第7次総合計画及び第2期まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる施策は、着実に推進していくことが求められているところではありますが、感染状況を踏まえまして適切に取り組んでまいります。一方で、身の丈に合った、持続可能な財政運営を堅持していくために、第4期上三川町財政適正化計画に基づき、緊急性や重要性を見極め、真に必要な経費について予算編成を行ってまいります。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 明確な答弁ありがとうございました。国、県に従いつつ、また、コロナ禍、ポストコロナということで予算はいろいろ変化するとは思いますが、12月または1月、新年にですね、本町の飛躍的、経済をはじめ、防災、災害も対応した安心・安全なまちづくりの予算編成をお願いいたします。

続いて、2番、幼稚園・保育園施設、接道、周辺道路の安全確保ということで、幼保の施設、接道、 県道、本町の管轄外のとこもありますが、安全確保のための、例えば、時間帯の進入禁止とかね、ゾー ン30等を含めましてですね、園児、あと保護者ですね。保護者が交通ルールを守んないとどうしよう もないんですけども、保護者の安全確保ということで質問させていただきます。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

保育園等では、園外保育の一つとして散歩を実施しております。令和元年に滋賀県大津市において散歩中の保育園児らが死傷した交通事故の発生を受け、町では、関係機関と散歩コースの緊急安全点検を行いました。その結果、対策が必要な箇所につきましては、対策済み、または令和3年度までに対策着手予定である旨、把握しております。今後も定期的に危険箇所の調査を行い、園児の安全確保のため対応してまいります。

なお、ご質問の交通規制につきましては、地域の方の生活道路でもあるため、地域の方の要望などを 踏まえ、警察等の各関係機関と協議の上、対応してまいります。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 ありがとうございます。今、町長答弁のとおりですね、散歩コースの点検等済みまして、令和2年、採択、地域、警察ですね。どうか、担当課のほうでもですね、現場、現況のほうに足を運んでですね、運営している幼保にですね、要望等をですね、よく聞き取りをしてですね、また、関連の都市建設課、また地域生活課とも併せてですね、ぜひ、様々な観点からですね、保護者並びに施設運営者と協議していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

3番。小・中学校デジタル教育について。教育の現況と今後ということで、また、本町においてのデジタル化、DXの教育において独自の教育等ございましたら、ご答弁よろしくお願いします。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。氷室教育長。

(教育長 氷室 清君 登壇)

○教育長【氷室 清君】 ただいまのご質問についてお答えします。

国のGIGAスクール構想により、本町においては、令和3年7月に児童・生徒1人1台のタブレット端末が整備されました。町教育委員会では、タブレット端末整備に併せ、より分かりやすい授業の実現を目指し、話合い活動の充実や、表現力を高める指導に効果的である授業支援ソフトや指導者用デジタル教科書の導入を進めてまいりました。現在、町内の各小・中学校で積極的な活用が図られております。さらに、国の令和3年度学習者用デジタル教科書実証事業に本町の小・中学校から5校が参加し、多様な機能を持つ学習者用デジタル教科書の活用について調査しているところでございます。また、ウェブ会議システムを活用した取組も行われております。例えば、外国に住む方々と直接やり取りをする体験活動や、特別支援学級における交流学習の実施、さらに複数校をリアルタイムでつないだ縄跳び大会の実施など、各学校の創意工夫により独自性のある新たな学習機会の可能性が拡がっております。今後も、国や県の示す方向性や先進地域等の取組を参考としながら、本町におけるICT教育の推進により一層努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 ありがとうございます。今、教育長から、本町でも5校、国のデジタルのモデル校というんですか、なってるということですが、皆さんご存じのように、デジタル化といっても、どこまでデジタルを持ち込んだほうがいいのか。結局は、国語等においては、ペーパーでね、勉強してやったほうが、記憶力というか、習ったことは長時間にわたって記憶されてるとかね。様々な試みが、

文科省、また、それぞれの教育研究所で行われていて、特に北欧とか、よく日本のマスコミが上げる、300万人から500万人しかいないんだから、社会全体もデジタル化とかね、そういうのは簡単にできるわけですよね。でも、日本だと1億2,000万人からいるわけですから、そんな全て税金から何からね、デジタル化というのは不可能だと思うんですが、これから僕ら、コンピューターがない時代から生まれたのと、今の教育を受けて社会人になってる人も、もう教育の中でコンピューターというものをですね、既にその中で学んだ人たちには大きな開きがあると思うんですが、今、教育長が言われたように、要は人間が学ぶことですから、デジタルにこだわらずにですね、より分かりやすい教育、一人一人に向き合った教育を継続していただきたいと思いますので、本町独自といっても、まだ国の指針も決まってない段階では難しいと思うんですが、ぜひ、このデジタル、まだミックスという時代だと思うんですが、本町においてのしっかりした教育というもの、この間、自殺があったように、タブレットでチャットで書き込みやって、それが起因してるというような言われ方もしてますので、その辺の危険というか、防止も含めたですね、教育をですね、ぜひ継続してお願いしたいと思います。

続きまして、デジタルと関係あるというか、4番、2022栃木eスポーツ全国大会ということで、本県においてeスポーツの全国大会があるということでございますので、本町の取組ということで質問させていただきます。

○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

コンピューターゲーム、ビデオゲームを使い勝敗を決める、いわゆるeスポーツの全国大会である全国都道府県eスポーツ選手権大会は、全国都道府県対抗eスポーツ選手権実行委員会が主催し、各地の予選を勝ち抜いた都道府県代表選手により開催されております。この大会は、令和元年度の茨城国体で文化プログラムとして初開催され、国体開催地で開催予定だった昨年と今年の大会は、コロナ禍によりオンライン開催となりましたが、これまで3年間継続して開催されており、本年10月に令和4年の栃木県開催が決定いたしました。現在のところ、県から概要等は示されておりませんが、全国から選手が集まり、また、インターネットを通じて世界から観覧されるなど注目度が高いイベントでもございますので、町といたしましても、県等と調整を図り、対応してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 まだ決定したばかりでございますが、要するに、私、聞きたいことはですね、eスポーツ、本県であるわけですけども、上三川町の町民の中にですね、小学校4年生でも世界的に、eゲーマーっていうの? そういう人がいるかもしれないし、実際にスポーツで何億も稼いでる人とかね、子供がいるわけですよね。本県でやるということで、本町の中で、募集じゃないですけども、eスポーツにとにかく秀でてる、坂上小の何々君がいて、全国で有名だとかね、そういった把握はまだされてないと思うんですが、本町においての広報または様々なホームページでですね、そういったeスポーツですごい実績がある方とかね、そういったものをちょっと調査してみていただきたいと思いますが、その考えはどうでしょうか。

- ○議長【石﨑幸寛君】 星野生涯学習課長。
- ○生涯学習課長【星野和弘君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

今のところですね、議員ご存じのとおり、まだ、これ、10月18日にこういったことが県のほうで発表されまして、詳細について全くないところでございます。どんな形で大会とかが運営されるとか、そういったことも今のところ実際分からないもんですから、そういったものがですね、県のほうから来ましたら、今、議員がおっしゃったようなことも含めまして、検討してまいりたいと考えております。以上です。

- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 よろしくお願いします。すごい人材が本町にもいるかもしれませんので。 続きまして、5番、資源の有効利用ということで、パソコン、携帯電話、生活家電等、民間によりますと、400品目以上ですね、回収して、金、レアメタル等、よくマスコミで報道される、都市鉱山が一番含有率が高いと言われてますので、これを有効利用する企業とですね、提携して実施する考えはということで質問させていただきます。
- ○議長【石﨑幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

町では、平成26年9月より、小型家電の回収を始め、現在、町内3か所で回収し、レアメタル等の有用金属の再資源化を図っております。小型家電の回収は、その他のごみと同様、宇都宮市と共同で実施していることから、企業との連携については、宇都宮市と連携を図りながら調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 今、町長答弁のように、あくまでも宇都宮とですね、連携して、ごみ問題は、どちらかというと上三川は宇都宮にお任せして、自前では当然、焼却施設も何も持ってないわけですが、ぜひですね、今、町長答弁のようにですね、宇都宮と市長とも相対で話してですね、よりよいもの、ただ、民間の人にとっては、テレビでやってるように、ジモティーだのメルカリだの、いろいろ何でも売れる時代でございますので、それぞれはやってると思うんですが、ぜひ、都市鉱山という問題をですね、宇都宮市と協議して、よりよいもの、現況がいいのか、その辺はぜひ話合いをしていただきたいと思います。

次、6番、農業政策、若者育成ということで、営農集団における若者の農業者、これの育成ということで、現況と今後の具体的施策はということで質問させていただきます。前に議会のほうでも同僚議員から、農政における予算等、これ、課長も1回答えて、議場では答えてないですけども、550万というのはどうなんだということも言われてたと思いますので、様々な観点から複眼で見ると、それぞれいろんな問題があって複雑かとは思いますが、ご答弁のほうをお願いいたします。

○議長【石崎幸寛君】 執行部の答弁を求めます。星野町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

営農集団などの集落営農組織は、農業従事者の減少、高齢化が進行している中、地域農業の担い手として大きな役割を担っていただいております。しかしながら、組織における若者育成の現状は、多くの組織で後継者の確保が難しくなっており、将来的に組織の維持が困難になることが懸念されております。この状況は全国的にも、また、県内他市町においても同様であることから、県では、本年2月に策定した本県農政の基本指針である、とちぎ農業未来創生プランの重点戦略の中で、地域農業を持続的に支える仕組みづくりとして、とちぎ広域営農システムの構築を掲げ、持続的な地域農業の確立を図ることとしております。とちぎ広域営農システムは、県、市町、農業公社、JAなどの関係機関、団体が連携して地域による話合いを促進することにより、農地を担う経営体と営農を支える地域の取組とが一体となって、それぞれの地域の実情に即した農業を維持、発展させる仕組みを構築することを目的としております。この仕組みづくりの中でも、若者、後継者育成への取組は、課題の大きな部分を占めるものと認識しております。具体的な取組といたしまして、本年3月から関係機関、団体との話合いを始めており、現在は、今年度中に本町のモデルとなる地域を選定し、地域での話合いに入る体制づくりができるよう取り組んでいるところでございます。本町農業が持続的に発展することができるよう、関係機関、団体と緊密に連携しながら、地域の方々とともに取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 今、町長答弁のように、県のほうも重点で、地域の農業、これは全国どこでもね、もう70近い人が農業者になってるわけですが、今、町長の答弁の中で、本年3月、関係団体の中でモデル地域を、これ、もう採択してきたということでよろしいんですか。なおかつ、そのモデル地域に対して、採択したのはいいんですけども、既にもう本町においても、その仕組み等を関係団体で協議してるということですが、モデル地域に指定した場合には、そこに対する、要するに助成的な、金銭的な、補助金なり何かを、県の重点の中で予算がつくのか。または、お金は関係なく、そこの地域ないしその地域の農業を持続的にやるための様々な勉強会も含めた、そういったアドバイス的なのがあるだけで、補助金というお金というのはついていないのか。または、モデル地域を立ち上げて、やる内容によって、その事業目的によって一定の補助金なりが県を通じて下りてくるのか。または本町独自に、そのモデル地域に対しては、集中、重点的に様々なアドバイスはもちろんだと思いますが、補助金の部分ですね。そういったことを考えているかの、2点かな。お願いします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 佐藤農政課長。
- ○農政課長【佐藤史久君】 ただいまの質問にお答えします。

まず、モデル地区のことですが、今現在、県と協議をしながらモデル地区を選定していて、あらかた モデル地区が決まって、今後入っていく予定となっているところでございます。補助金のほうでござい ますが、県が進めている事業として、これ、やっておりまして、県のほうにその辺確認したところ、補助金のほうは現在用意がされていないというような状況でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。

○10番【田村 稔君】 答弁ありがとうございます。現在は用意されてないけども、重点地区として 県が指導してやるということだから、当然、現在は用意されてないけども、将来的にはそういうことも 含んで考えているのか。また、本町においては、県が、まだ指定が決まったばかりですから、その地域 がどういうことをやるのかね。その事業内容によっては、町も独自でその事業に対して何らかの助成を するのか。その2点の答弁をお願いします。決まってなければ、そこまでは県のことだから分からない といえば分からないで。本町のことは。

- ○議長【石﨑幸寛君】 佐藤農政課長。
- ○農政課長【佐藤史久君】 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

県のほうの情報についてはまだ入ってきてない状況ですが、今のところ、ないというような状況で聞いておる中で、この先のことはまだちょっと聞いておりません。町のほうの補助につきましても、現在のところ、まだ未定でございます。

- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 当然未定ですけども、先ほど、次年度の予算編成について町長のほうからも 答弁ありましたけども、当然、それは課長会議や執行部のあるところの中において、担当課長として、 このモデルにはぜひ、何かしらをつける要望があるのか、または全くまっさらなのか。この2点のうち の答弁をお願いします。
- ○議長【石﨑幸寛君】 佐藤農政課長。
- ○農政課長【佐藤史久君】 ただいまの質問にお答えさせていただきます。現在のところ、真っ白でございます。
- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 地域がどういうことを望んで、どういうことをやるかなんだから、それは答えられないと思うんですが、これはぜひ、持続可能な、地域との若者育成という意味ではですね、町長、何かしらのというか、県のほうでは、モデルプランということで、その事業内容等は一定の枠組みができてると思うんで、それに対する積極的な、令和4年度の編成に当たってですね、それをちょっと酌み取っていただきたいと思いますが、町長の考えをお願いします。つける、つけないじゃないよ。
- ○議長【石﨑幸寛君】 星野町長。
- ○町長【星野光利君】 農業に関する問題は、もう長年ずっと続いてる問題でございまして、担い手の確保などは、やっぱり議員ご心配のとおりのところでございます。町といたしましても、県の今年つくられたプランにのっとって、県と連携を取って力を入れてく事業でございますので、そこは確認しておきたいと思います。その上で、来年度の予算の中でどういうふうに反映ができるかどうかというのは、今はまだ未定ではございますが、短期、中期、長期という中で、農業の活性化、担い手の確保にどういったことで町ができるか、考えていきたいと思います。
- ○議長【石﨑幸寛君】 田村 稔君。
- ○10番【田村 稔君】 ありがとうございます。どうか本件においても、率先して若者育成に取り組んでいる上三川町というイメージをつけるに当たっては、やはり本町が率先して、様々な地域、農業、

若者育成に、予算も含めてですね、取り組んでいっていただきたいと思います。 以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長【石﨑幸寛君】 10番・田村稔君の質問が終わりました。

○議長【石崎幸寛君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。お疲れさまでした。

なお、明日3日も午前10時から一般質問を行います。

午後3時30分 延会